

第56回穴粟市議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成25年12月12日(木曜日)

招集の場所 穴粟市役所議場

開 議 12月12日 午前9時30分宣告(第3日)

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

応招議員(18名)

出席議員(18名)

1番 鈴木浩之 議員	2番 稲田常実 議員
3番 飯田吉則 議員	4番 大畑利明 議員
5番 小林健志 議員	6番 伊藤一郎 議員
7番 榎橋美恵子 議員	8番 西本諭 議員
9番 秋田裕三 議員	10番 藤原正憲 議員
11番 東豊俊 議員	12番 福島斉 議員
13番 岡前治生 議員	14番 山下由美 議員
15番 林克治 議員	16番 実友勉 議員
17番 高山政信 議員	18番 岸本義明 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 中村 司 君	書 記 宮崎 一也 君
書記 清水 圭子 君	書 記 原田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	清水弘和君
教育長	西岡章寿君	参事兼企画総務部長	高橋幹雄君
参事兼土木部長	平野安雄君	会計管理者	杉尾克君
一宮市民局長	秋武賢是君	波賀市民局長	西川龍君
千種市民局長	阿曾茂夫君	まちづくり推進部長	西山大作君
市民生活部長	岸本年生君	健康福祉部長	浅田雅昭君
産業部長	前川計雄君	農業委員会事務局長	前田正明君
水道部長	船引英示君	教育委員会教育部長	岡崎悦也君
総合病院事務部長	広本栄三君		

(午前 9時30分 開議)

議長(岸本義明君) 皆様、おはようございます。

ただいまより本日の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしたとおりでございます。

それでは、日程に入りますが、発言者の方はマイクを近づけて、よく声の通るようにして、お願いしたいと思います。

#### 日程第1 一般質問

議長(岸本義明君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき発言を許可いたします。

まず、飯田吉則議員の一般質問を行います。

3番、飯田吉則議員。

3番(飯田吉則君) 3番、飯田です。おはようございます。2点について御質問いたします。

家原遺跡公園の有効利用について、1点お伺いいたします。

家原遺跡公園も開設16年を経過して、傷みが著しいということで、全ての縦穴住居などを撤去の上、各時代1棟、計3棟の新設並びに万葉植物園の整備をすることで、平成25年度予算に計上されておりますが、その進捗状況を伺いたいと思います。

また、一宮北中学校で行われた敬老会のときに、ある御婦人から、家原遺跡公園の池の周りなどで、山野草などの植物を栽培できないだろうかというような御意見をいただきました。できないというよりも、してもらえないかという意見でございました。

また、公園の外周の植え込み、このあたりでグランドゴルフのコースとして整備できないだろうかという思いもございます。

この地には、県の重要文化財の御形神社やまほろば湯等々もあります。また、いろんな体験施設、こういうものもつくってあります。遺跡文化財の保存や貴重な山野草の保護とともに、健康スポーツもあわせて複合公園として、市北部の観光拠点としての役割を持たせることはできないかと思いますが、市長並びに当担当部局のお考えを伺いたいと思います。

もう1点、立木の流出による災害の防止対策について、お伺いしたいと思います。

皆さん、御承知のとおり、平成21年の豪雨災害では、河川周辺のスギ、ヒノキなどが根こそぎ流されて、橋梁に詰まり、川をあふれさせたり、橋を流したり、またダム状になることで一気に濁流が川下を襲うというような状況が至るところで見ら

れました。それを踏まえて市当局としては、何らかの対策をとられているのか、伺いたい。

また、最近の豪雨は、御承知のように、この夏に見えましたように、全国各地で起きた大変な災害をもたらしております。集中的に一気に降ることにより、100ミリを超える雨、こんなすごい雨を降らせて、想像以上の被害をもたらしております。今年あったからしばらくはないだろうというような、そういう状況ではない、これは皆様も御承知のとおりであろうと思います。細部にわたっての対策は財政的にも厳しいところではあると思いますが、災害被害を最小限に食いとめる対策をとっておくことが行政に課せられた役割であると思いますが、市長、担当部局の考えを伺いたいと思います。

この2点、よろしく申し上げます。

議長（岸本義明君） 飯田吉則議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） おはようございます。ただいま飯田議員のほうから大きく2点の御質問をいただきました。私のほうからは立木の関係の災害防止、このことについて御答弁を申し上げたいなと、このように思います。

今御案内のありましたとおり、21年災害のときには、先ほどおっしゃったとおりこの立木等、大きな影響が出たと、このような認識をしておるところであります。

特に、河川等に面した流出にそういうおそれがあると、こういうことでありまして、あるいはそれに伴って2次災害の発生、こういったことも立木の伐採等に関して非常に懸念がされるところであります。

その対策としましては、森林所有者の適正な管理はもちろんであります。河川でありますとか、あるいは道路管理者、こういうものによる現地確認の上で防災措置を講じなくてはならないと、こういう観点で現在実施をしておるところであります。

また、今日、先ほどもお話があったとおり、ゲリラ豪雨というふうなところで、いつ、どこで、何が起きても不思議ではない、こんな状況でありまして、そういったものにも当然対応しなくてはならないなと、このように考えるわけではありますが、特に河川に隣接する立木の流出対策並びに河川内に既に流出をしておる立木の処理、このことにつきましては、当然、防災あるいは減災の立場から防災対策としても河川管理、防災担当あるいは森林林業担当者を含めて関係の部局で一体となって協議をしながら、既存の国県の補助事業でありますとか、あるいは今年度創設をしてお

ります「しそ防災景観整備事業」、こういった等々を活用しながら、今後さらに検討を加えながら強固に進めていく必要があるのかなあ、こう思っております。

次に、被災時の被害を最小限に食いとめる、この対策についてどうかと、こういうふうな観点の御質問であります。現在は、先ほども申し上げたとおり、非常に立木によって災害のおそれがある未然防止、当然であります。林地に残る材が今日まで非常に多い部分があったわけですが、極力その材を少なくする、そのためには搬出間伐、こういった観点で今林地の整備も含めて進めておる状況であります。また、地形の条件等々によりまして、搬出ができない、あるいは非常にしにくい、こういう場合もありますので、そういったところには県の災害に強い森づくり事業等々を活用しながら、あるいは間伐材を活用した簡易土留工でありますとか、あるいは小渓流で立木どめ対策、そういったものを講じながら、現在推進をしておると、こういうところがあります。

さらに、今後においては国県の補助制度をより活用しながら、災害に強い森づくりを進めなくてはならないと、このように考えておりますし、今日、バイオ資源としてもその林地残材の利用促進、こういったことの観点で検討を加えていく、このことも必要な部分があるろうと、このように思っています。

あわせて、そういった林地に残材として残っておる部分について、ある意味の高齢者の生きがい対策、そういったものにも繋がらないか、こういうことも含めながら調査研究を進めてまいる必要があると、このように考えております。

いずれにしても、被災時の被害を最小限に食いとめていくと、こういう努力のことにつきましては、最大限努力をしていきたいと、このように考えております。

あとの質問については、担当部長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは、家原遺跡公園の状況等についてお答えをさせていただきます。

先ほど御指摘ございましたように、非常に複合縦穴住居等損傷が激しい状況でございます。そういったことで本年度、平成25年度当初予算に予算をお認めもいただき、そういう工事に着手をするという予定にはしておりました。ただ、この間、茅材の確保でありますとか、復元建物における工法や業者選定の方法に少し時間がかかりまして、こういう現在に至っておるわけでございますが、間もなく工事に着手をすると、このような状況でございます。

御案内のとおり、今回の工事では、縦穴復元建物、弥生2棟、古墳4棟、縄文2

棟、計 8 棟の撤去と学習施設として高床式の倉庫 1 棟の移築を行い、そして、それぞれの時代の復元縦穴を 1 棟ずつ新築をします。この場所でございますが、中世の建物付近に集積をしていきたいなというふうに考えております。

これに伴いまして、現在あります縦穴式の住居を撤去した部分が相当広くあくこととなります。こういったことを踏まえまして、今、職員のチームでございますが、家原遺跡公園と周辺施設の利活用の検討会、若手職員を中心にしておるんですが、こういったものを開催をして、今あるべき今後の姿を協議をしているところでございます。

御案内のとおり、御提案にもございましたように、まほろばの湯というのは年間に 7 万人余りの来訪者がございます。観光施設としても重要な施設として位置づけております。複合的にやはり検討をしなければならないということで、先ほど御提案ございましたようなことにつきましても今検討しておるところでございますので、そういった視点で、複合公園あるいは観光の拠点となり得る公園として今検討しておりますので、また、具体的な提案とかがございましたら、お伺いしたいなと思えます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 3 番、飯田吉則議員。

3 番（飯田吉則君） 今、教育部長のほうから御答弁ございました家原遺跡公園についてのことでございます。

実は、先ほども申しましたように、敬老会の際に、御婦人から提案があったわけですがけれども、北部と言わず宍粟にはやはり貴重や山野草というのがたくさんございます。そういうものについて、いろんな興味を持たれる方も多くありまして、そういうものを残していきたいという思いがたくさんあります。そういうものについて、私たちがそういうものを探してきて、そこで栽培させていただいてというような思いもあるように聞きます。そういうことで、その辺を考慮いただきたいなということと、先ほどランドゴルフという話をさせていただいたんですけれども、実は、一昨年になるかと思います。一宮の経営者協会のほうで、実はお願いをして、あそこの周辺の植え込みの中でランドゴルフをやらせていただいたことがございます。恐らく記録はあるかどうかかわからないですけども、あそこの管理者の方が写真を撮っておられましたので、残っておると思うんですけども、大変皆さん、喜んでやっていただきました。ちょうど 11 月になりましたので、紅葉もちょっと遅かったんですけども、かなり、やあ、これはいいことやなというふうに喜びまして、

一日楽しませていただきました。

その観点から、今回も提案をしたわけでありますけれども、やはり、今、このグランドゴルフというのはいっときのゲートボールの熱から今度はグランドゴルフの熱に中高年の方、特に老人の方々の思いはあるというふうに見ております。

そういうことで、そういうコースを備えることによって、市外からの入り込みが温泉を含めて何とか見込めるんじゃないかなと。また、地域の方々もそれをやることによって健康になって、また、嫌らしい話でありますけれども、そういう保健等々の分についても改善が見られるんじゃないかなと、こういうふうに思うんです。その辺について、お伺いを。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） ありがとうございます。具体的な提案、山野草の公園あるいはグランドゴルフの普及ということでございます。山野草の公園につきましては、一宮町当時、私も少し担当をした経験がございまして、家原遺跡公園で地域の皆さんに会をつくっていただいて、花を植えていただいたような経験もございます。そうしたやはり市民の皆さんの活動と一緒に、あの公園が地域の皆さん、市民の皆さんに愛されるような、そういう仕掛け、仕組みが必要だろうと、こういう形で進めさせていただければなあと考えております。

また、グランドゴルフでございますが、今、市内では夢公園でありますとか、かみかわ緑地公園、それから伊沢の里公園、芝生公園でされておりますが、御提案の部分につきましては、非常に特色のあるコースにもあり得るかなと。職員のほうでもそういう今検討もしておりますので、前向きに検討させていただきたいなど、このように思います。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） 職員の中で検討していただいておりますという大変ありがたいお言葉でございますが、できれば地域の方を巻き込んで、いろんな検討委員会をしていただければありがたい、こういうふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま担当部長のほうから答弁申し上げたとおりであります。今、若手職員でいろいろと検討を加えております。私もあそこは、重複しますが、やっぱり歴史的なゾーンということもありますし、あわせて観光、文化、スポーツ、そういった意味では複合的な拠点として整備する必要があるのかなあと、こう思っております。なおまた一定の素案ができた段階では、地域の皆様も当然参

画していただかなくてはならないだろうと、このように考えておりますので、その方向で進めていきたいと思っております。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） いろいろとお考えいただいておりますということを理解しまして、次の質問に移りたいと思っております。

先ほど立木による災害に対してのお考えを市長のほうからお伺いいたしまして、なるほどなと思っております。この材木、確かに宍粟市の山にはたくさんあります。そして、これが本当は財産となるべきものであったものが、半分邪魔者扱いされておるといような現状、これは大変憂えるところでございます。

現在、この材木をいろんな地域では、それを先ほど市長もおっしゃったように高齢者の生きがいづくりのために利用するという方法がとられておる箇所がたくさんあります。放置されておる間伐材、未使用材ですか、これを軽トラに乗せて出させていただく、これを1トン当たり6,000円相当に換算して地域通貨等で還元すると。その地域通貨が市内、町内で流通することによって、第2次産、第3次産、この辺が潤ってくるということでございます。それによって高齢者が、高齢者というのは失礼ですけれども、皆さんが生きがいを感じて、そして山はきれいになると。一石二鳥、三鳥の活動でございます。こういうことを宍粟市でもやってみようというようなお考えはあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 先ほど御答弁申し上げたとおり、今、お話があったとおり、今のいわゆる置かれておる、捨てておるといふような表現がいいのかもわかりませんが、その材をいかに活用するか。これにつきましては、御存じのとおり、赤穂のほうでバイオ発電計画がなされております。宍粟市の役割をどう持たすかということについても、県ともいろいろ全体的にこの西播磨で協議をしております、それぞれの役割分担をしながら、うまく利活用していこうと、こういうふうな考え方で整理をしております。

そういう中で、私は高齢者の先ほどおっしゃったようなことも含めて活用できる部分が大いにあるだろうと、こう思っております、そういったものについて今後検討を加えていきたいと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） 今、市長がおっしゃいましたバイオマス発電等の燃料ということでございます。2、3日前の新聞にも朝来市、生野工業団地のほうでバイオマ



ス発電を県森林組合連合会、それからみどり公社、関西電力の外郭団体ですか、で協力してバイオマス発電をやるという計画が発表されておまして、ここにつきましてもかなりの木材チップを必要とするということでございます。ここの規模は5,000キロワットということを知っております。今度、赤穂にできるというバイオマス発電所、ここは規模が全然違っていて、15万でしたか、13万5,000か、13.5メガという大規模なものでございます。ここに使用される材木というものはとてつもなく大きなものであると聞いております。

ということは、宍粟市におかれましては、前にも御答弁があったように、水の環境がいまひとつということで、断念されたということを知っております。ということは、宍粟市は何をもってこのバイオマスに貢献していくかといえ、やはり燃料、これに尽きるのではないかなと思います。これだけの大きなもの、たった二つあっても、この今生産されておる、搬出されておる材木をほとんどが要ってしまうというような状況にあると計算されるんですけども、この間、産建の常任委員会でも部長にお願いしたんですけども、里山整備などにも広葉樹をたくさん整備しております。こういうものについても行き場がなくなっておる状況であります。最近、薪ストーブとかがかなりはやっておまして、使われてはおりますけれども、わずかでございます。

そういう中で、里山を整備するのも確かにいいんですけども、その使い道というところにも考えていただきたい。ただ、整備するのも皆伐していけば、この広葉樹というものはまた再生できると。昔は炭を焼いたりしておりました。炭を焼くために切ってしまうと、また15年、20年たつと、木はまた元へ再生してくるという、本当の循環型をやっておったわけでありましてけれども、今はそれがなくなのために、ただただ大きくなるばかりで立ち枯れをする木が増えておるということでございます。いくら整備しても立ち枯れの木を残していくような状況にもなりかねませんので、できれば皆伐してまた再生を待つという、そういう方向が一番好ましいんじゃないかなと思っております。

人工林については、今おっしゃいましたように、収入間伐という形での方法と、それから切り捨て間伐がございまして。その切り捨てたものをどうするかという部分で、やはりそういうことを活用していただいて、どんどん貢献していきたいと。そんな中で、この宍粟市の中にそういうバイオマスの燃料のチップをつくるような工場を誘致なり、何とかしようというお考えはございませんか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 先ほど申し上げたとおり、赤穂でやられるというのは、株式会社日本海水というところではありますが、そこは木質バイオで発電をやろうと、こういうことでもあります。私が承知しておりますのは、平成27年1月の稼働を目標にということで準備がなされております。

発電の総出力予定が1万6,500何ぼキロワットだったと、このように思います。したがって、県産材とか、あるいは未利用材、これの利用が大体年間総需要量としては20万トンほどあるんだと。ただ、兵庫県内でそれが利活用できるのは年間5万トン、その程度だと、こういうふうにお話を聞いております。

先ほどお話のあった朝来については、それぞれ県の森林組合もあるわけですが、宍粟市の森林組合については、この日本海水と連携をしながら、宍粟市として取り組んでいこうということにはなっております。

その中で、私は先ほどおっしゃったとおり、高齢者の活用も含めてですが、どこかに集積する場所がなくてはならないだろうと。このことが市の役割としてあるのかなあと、こう考えておまして、今後それらも含めて検討を加えていく必要があるのかなあと、このように考えております。

あと、他の関係については、また担当部長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） バイオ発電につきましては、今市長が申したとおりでございます。ほかの扱いについても、今後、バイオ発電、ペレットストーブとかボイラーもございませし、今おっしゃった薪の利用もございませ。何を言ってもバイオ発電については一つネックがございまして、乾燥率で出さなあかんということで、ワンクッションあいたまた施設が要るといようなこともございませ。ほかについては、その中でストックヤードをこしらえる中で、森林組合とか木材センターを中心に今後御協力を願う中で相談していきたいなと思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） 前向きな御返答でありがたいと思っておりますが、ともかくこの木材の利用については、周知のとおり、皆さんが困っておられるというところでもあります。また、各地域の生産森林組合におきましても、今までお聞きになったと思いきれども、固定資産税を払うのがやっと、払えないから借金までして払わなあかんというように状況に陥つとる中で、できるだけ速やかに、それこそ市長

のよくおっしゃるスピード感を持って対処していただきたいと。

このバイオの燃料というものは、結局、一旦発電を始めると燃料を絶やすことなく使っていかなければならないと。燃料がある限り整備時間を置いて24時間稼働ができるという、太陽光とか風力とか、そういうものと違って環境に左右されないものでありますから、何とか今まで油に頼っていたものを、今ある資源を利用してやっていくという大変画期的なものであると思いますので、今、原子力が危険と、廃止を叫ばれておる中で、できればこの宍粟市、西播磨、この辺からどんどんそういう形のものをつくって行って、またそれに協力して行って貢献できれば、先祖の皆さんがつくってこられた大切な木を無駄にせず有効利用できるという画期的なものであらうと思いますので、できるだけよろしくお願いしたいと思います。

それと、先ほどちょっと市長も触れられた立木材、河川に。前に産建でお願いをしました大沢のほうですか、志文川ですか、あそこを回らせてもらったときに、いまだに河川の真ん中に根こそぎ倒れた木が結構あります。21災のときに、一宮の福知川にたくさん流れました。三方川も同様です。それは全て撤去されております。そして、福知川においては立木、岩石の流れ防止のためのダム、ダムというんですか、堰止めのダムも2カ所ほどつくっていただきました。これは確かに安全のためにしていただいて、これは災害が起こったからしたというものでありまして、県でしていただいたものでありますけれども、ということは、あの川で災害が起こらなければ、それまではそういうものはできないというものであるのかなというふうに思います。

今年の夏も確かに大雨降りました。その状況であの木はどうなったかなということで、11月の半ばに見に行ってみました。まだ横たわってました。そういうことで、次に起きたときに、それが邪魔になって堰止め湖ができるという可能性がないということは言い切れないということで、その辺のところについて、お聞かせください。

議長（岸本義明君） 参事兼土木部長、平野安雄君。

参事兼土木部長（平野安雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど飯田議員が大沢のお話を若干されましたので、私の記憶では、21年災害ではなしに、16年の風倒木災害のときに、風台風のときの残材がそのまま残っている河川だというふうに認識をしております。

21年災害の検証につきましては、御案内のとおり、光都土木なり、龍野土木事務所が西播磨の公共土木施設の災害の記録、検証を出しております。その中を見ても

ますと、特に先ほど来言われてますように、中・上流部に記録的な豪雨によって浸水があったという状況で、要因としては、先ほど言われました山腹の崩壊、さらには溪流の浸水、それから今回、21年台風で特に特色があったのは、河川際の根つきの立木が流出したことによる河川の阻害ということが大きな要因だったというふうに検証もされております。私どももそう考えております。

その中で、具体的に申し上げましたら、1年目でしたら、福知川については、先ほど言われましたように、スリット型の堰堤がされております。土砂を止めて水だけ流す方法、同じく今福住川にしてもそうです。それから、あと中坪川についても同じような状況が起きたというふうに認識をしております。

そういう中で、具体的に今、県と考えてますのは、大きく3点考えております。

まず、1点は、河堰の確保ということで、土砂流通がしたものの土砂撤去を含みまして河川の改修、災害復旧も含めた改修の促進ということがまず1点でございます。

それから、2点目は、土砂・立木の流出防止ということで、福知川にも出ておりますスリット型のああいう特色的な堰堤の設置ということが抜本の解決になるんじゃないかというふうに思っています。

それから、最後、もう1点は、先ほど来市長も答弁をされてます林地内にある間伐材、立木を利用した形の簡易土留めを山腹に設置をする。

この3点が基本的な考え方で、今、県とも協議の中で進めているという状況でございますので、抜本的な解決ということは、森林のほうの崩壊の対策ということになります。ハードの部分としては、今言いましたような3点の部分で今重点的に要望活動が続けているという状況でございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） ありがとうございます。今おっしゃいました、確かに大沢のほうについては16年の風倒木から水による災害が起きてないということでございます。その16年のものはそのまま川に横たわっておるということであります。できればそれはよかったんか悪かったんかというところでありまして、確かにそれが災いせずに、川の中に残っておるということはよかったことであろうと思っておりますが、残っておること自体はよくないことであると認識していただいて、速やかな撤去をお願いしていただきたいと思っております。

また、今おっしゃいましたそういうスリット型のもの、これについても県と協議

の上ということでございます。これも何遍も申しますが、起きてからでは遅いということですので、できるだけ速やかに設置していただくようお願いをさせていただいたり、また、北部で起きたことは必ず南部に災いをするというところでございます。奥のほうで起きておることは絶対に下流に、川のことですから、下で起きたことは上流には上がってきませんけども、上流で起きたことは下流に災いをしますので、その点も十分御留意いただきまして、速やかな対策をとっていただけるようお願いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 参事兼土木部長、平野安雄君。

参事兼土木部長（平野安雄君） 先ほど御指摘ありました大沢志文川の風倒木、風台風による処理の件でございますが、冒頭市長も申し上げましたように、土地所有者なり、それから一定要件がありますが、できましたら16年の風台風のときには一定要件で満たさなかったと。それと土地所有者の同意が取れなかったということで放置されたというふうに思っております。そこらの部分も加味しながら、市の独自の景観事業の中でも対応できないかということも考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） そら、いろんな意味で個人の所有物であろうということもございましょうけども、川の真ん中に横たわっているものに所有権が果たしてあるのかなのかということをお伺いしたいのと、実は私どもの地域では、地域を挙げてみんなできれいにしようということで、そういう木を撤去しました。そういうことで、地域の方がそういう気がなかったといえばそれまでもかもしれませんけれども、それについて地域から撤去の要望はなかったんでしょうか。お願いします。

議長（岸本義明君） 参事兼土木部長、平野安雄君。

参事兼土木部長（平野安雄君） 要望があったかなかったかというよりも、河川管理者としては、当然撤去すべきものだったというふうには解釈をしております。ただ、16年台風のときの補助制度の中で、一定の要件、材籍等土地所有者、立木所有者の同意ということが要件であったので、現在まで放置されたという状況になっているというふうに理解しておりますので、そこら辺の部分につきましては、十分地元とも協議しながら、河堰の確保ということについては検討を加えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 3番、飯田吉則議員。

3番（飯田吉則君） 今、言われたことは理解できます。ということで、できれば早いうちに地元ともお話しいただいて、撤去の方向にお願いしたいと思います。それをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（岸本義明君） これで、3番、飯田吉則議員の一般質問を終わります。

続いて、大畑利明議員の一般質問を行います。

4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 皆さん、おはようございます。4番、大畑でございます。私のほうは、今回大きく2点に分けて御質問をさせていただきたいというふうに思います。

1点目は、農業問題でございます。

現在、国が行おうとしております農業・農政改革に対して、私は食料の自給率の向上あるいは地産地消の推進を市の農政の基本に据えるべきだという観点から御質問をさせていただきたいと思います。

政府は、TPPの締結を視野に入れまして、長年にわたって続けてきた米の生産調整、いわゆる減反政策を5年後の2018年度を目途に廃止する方針を固めたとの報道がされております。政府が考えている減反廃止政策について、どのような内容なのか、もう少し詳細に御説明をいただきたいと思います。

また、米の減反政策の廃止は、今後、農業生産者や市の農政にどのような影響を与えると考えておられるのか、お考えを伺いたいと思います。

次に、TPP締結により農産物品目の関税撤廃やそれを背景にした減反政策の廃止などが実施されますと、米づくりをやめる農家が増えます。あるいはそのことによって今以上に耕作放棄地は増加するというふうに考えられます。従来から水田が持っております保水機能や環境保全機能が大きく失われてしまうというふうに考えます。

さらにまた、食料自給率の危機という事態を招くのではないかと大変危惧をいたしております。

農業が持つ多くの機能や役割を守っていくために、そして中山間地域の今後の農業を考えるときに、食料自給率のアップを目指した政策を市の農政の基本に据えるべきであるというふうに考えますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

私は、その食料自給率向上の一環として、具体的には食育と地産地消が連携したまちづくりを推進すべきであるというふうに考えます。地産地消の活動は、JAや

道の駅直売所、そして先日、大臣表彰を受けました学校給食での代表的な取り組みが行われています。今後は、それらの活動をさらに広げ、外食産業・飲食業あるいは旅館業、さらには観光、保健・医療分野などへ拡大をさせて、市民の食の安全・安心の確保や農業振興による地域経済の活性化に繋げていくべきではないでしょうか。地産地消の推進は市民、消費者、事業者、生産者など、市全体が一丸となって取り組みを進めることが大切であると考えます。

そのために、私は、地産地消と地域経済の活性化を目指したまちづくりを展開するために地産地消推進計画を策定すべきであると考えます。このことについても市長のお考えを伺いたいと思います。

大きく2点目でございますが、固定資産税の減免適用について、お尋ねをしたいと思います。

現在、障害者就労支援施設あるいは就労継続施設などで社会福祉事業を活発に行っておられるNPO法人が市内にも多く誕生をいたしております。その法人に対する固定資産税について、私は地方税法に規定する非課税範囲に準ずると認められる場合については、その固定資産税の減免適用を行うべきでないかというふうに考えます。そのことによって、当該社会福祉事業の促進に寄与すべきものではないかというふうに考えます。この点についても市長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 大畑議員のほうから大きく2点の御質問をいただいておりますが、特に農業関係の御質問について、私のほうから基本的な部分でお答えを申し上げたいと、このように思います。

先ほどおっしゃったとおり、昨日もいろいろ御質問がありましたが、特に国が非常に長い間続いてきた米政策について、大きな転換をしようと、こういう動きであります。いろいろ新聞でも出ておまして、昨日も申し上げたとおり、国は農地の8割を大規模農家にしていくなだと。あとはそれぞれ頑張ってくださいよと。さらにまた生産調整のこと、減反についても5年後も目途にしながら、それぞれ頑張っていきなさいと、こういうふうな、簡単に言いますと、そういう政策へと転換しつつあります。

具体的に、じゃあ、この部分をこうするということについては、まだ正式に国のほうから市のほうにということはありません。したがって、具体的な情報をお

伝えすることはできないわけではありますが、恐らく昨日の新聞情報が大体政策的に具体的に移るのかなあと、こう思っております。来次第、あるいは正式な施策として決定され次第、私は当然宍粟市にとってもいろんな影響が出てくるだろうと。特に農家の皆さんの農業意欲の低下、このことが非常に大きく危惧されます。さらにまた耕作放棄地がさらに増えていくのではないかなと。大きくこの2点が関連しながら危惧されるところであります。

したがって、私は昨日もお答えを申し上げたとおり、これから、じゃあ市は一体農業の方向をどちらを向いて行くんだと。簡単に言いますと、大規模農業を促進する中で、小規模を切り捨てていくのか、いやいや両方ともうまく調和をとりながらやっていくのか、こういったことも含めて私は市の今後の農業政策のあり方が問われておると、このように考えておりました、具体的な方針がより示された段階で、私はこれからの農業の方向性を明確にしなければならないだろうと、このように考えておりました、できるだけ早い段階で農業関係者ともそのことを議論しながら、一定の方向性を探っていきたいと、このように考えております。

そういった中で、2点目の食料自給率、当然であります、私はいわゆる3点目の地産地消とも絡むわけではありますが、当然、基本的には市内で、あるいは地域でとれたものを地域で、こういうコンセプトを持ちながら、私は安全で安心な、さらに健康づくりへの重要な部分と、こう捉えておりますので、そういう観点で市民の皆さんか元気で過ごすんだというところでは、ある意味、地産地消というのは私は源ではないかなと、このように考えておりますので、今後そういった方向で進めていきたいと、このように思っています。

先ほどのお話のありましたとおり、学校給食、毎日4,000食を職員が鋭意努力しながら日々頑張っております、地域の農家の皆さんの多大な協力を得ながら地産地消という概念で進めていただいております。しかしながら、今日、農家の高齢化の問題もあります。先ほど申し上げた米政策も含めて農業政策の大きな転換もありますので、そういったことも加味しながら、市民の安全・安心、地産地消、そういった概念で進めていきたいと、こう考えております。

そういう観点で、今後、そういう地産地消推進計画が必要じゃないかと、こういう御質問でありまして、私は具体的に推進計画がどういったものかということについても、あるいは必要性についても今後先ほど申し上げた議論とあわせて検討を加えていく必要があるのかなあと、こう考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。



あとの質問については、担当部長のほうからお答えをさせていただきます。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 私のほうからは社会福祉事業に行うNPO法人に対する減免措置の関係について、福祉部門を担当する立場からお答えをさせていただきます。

いわゆる福祉の推進におきましては、市の重要施策の一つであります。その事業実施に当たりましては、社会福祉法人あるいはNPO法人等が運営する事業所の役割が重要であるという認識をしております。

御承知のように、市内の社会福祉事業を行うNPO法人が事業実施に供するための土地・家屋につきましては、法人所有であったり、賃貸であったりと、その形態はいろいろでございます。また、その運営におきましては、事業補助金や給付費等で対応していただいております。補助金や給付費におきましては、人件費をはじめ施設運営経費も算入されているものと理解をしているところでございます。しかしながら、社会福祉事業の推進に当たりましては、法人の安定的な運営が必要でありますので、その支援策につきましては、例えば国への要望であるとか、事業収益の増収に繋がる方策等々も含めて今後研究をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） それでは、2回目の質問に入らせていただきますが、まず固定資産税のほうから先に再質問させていただきますが、先ほどの部長の答弁によりますと、既にそういう施設に対しては補助金なり給付金の中にそれ相応の金額が含まれているというようなお話でございましたが、それはちょっと違うんじゃないでしょうか。この私が申し上げました就労継続のB型なんかの施設は給付費で運営されておりますね。それは福祉サービスに対する給付しかございませんので、そういう施設の運営等々に係る固定資産税に係るようなものは含まれていないというように解釈しております。そういう意味で、既に幾つかの他の団体では、このNPOに対する固定資産税免除の規定を設けているわけですね。ですから、今回そういう先例もございましたので、そのことを質問させていただいておるわけで、ちょっと給付費等に含まれているというのは間違いじゃないでしょうか。もう一度考え方をお聞かせください。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 私たちの認識としましては、やはりその運営経費等も含めた積算がされておるものという認識はしております。ただ、今議員がおっしゃいましたように、他の自治体の中にもそういう事例があるということは情報として承知しておりますので、その点も含めて今後研究をさせていただきたいというふうには思っております。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 是非前向きな検討をいただきたいというふうに思いますが、その検討以前に、私が先ほど申し上げておりますB型等の施設は、今の法令の中に既に該当するのではないかなというふうに私なりの法の解釈ですから不十分な部分があるかもわかりませんが、ちょっとそのようなことも考えております。

地方税法施行令の49条の15に、法第348条第2項第10号の6に規定する政令で定めるものは次に掲げるものということで、これは非課税の範囲のことを言っとるわけですが、その6号に前各号に掲げるもの以外のもので、総務省令で定めるものという規定がございます。この総務省令が施行規則第10条の7の3に委ねているわけですが、この第1項4号において、障害者自立支援法に規定する障害者支援施設で就労を継続し得るB型事業所なども含まれるような規定が書いてありますので、ちょっと詳しくわかりませんので、この辺調べていただいたら既に該当しているのではないかなというふうにも私捉えておりますので、もし該当していないのであれば、先ほどの答弁どおり研究を急いでいただきたいなというふうに考えます。再度、御答弁をお願いします。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 御承知のように社会福祉法人と、それからNPO法人、それぞれ根拠法令が異なります。今のNPO法人につきましては、固定資産税については原則課税ということになっておりますので、ただ、今の御質問の中身も含めまして、今後研究をさせていただきたいと思っております。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 是非お願いしたいと思っておりますが、社会福祉法人の規定はしっかりしてありますが、それに準ずるようなものがこの法に既に適用しているんじゃないかなということも再度私も確認をしたいと思っておりますので、研究方よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、最初の農業のほうに移らせていただきたいと思うんですが、昨日からいろんな農業問題の議論がありましたので、重複するかもわかりませんが、私は国

の方針、いわゆる農地の8割を専用農家に集約するとかいうのは、これは宍粟にはほぼ当てはまらないのではないかなというふうに思いますし、農家の経営の自由度を高める、そういう生産力が強いところに対して補助金を出すということになりますと、市長が危惧されているとおり、私も同じような認識で、この宍粟市ではほとんど対象がなく、一部頑張っておられる農家については適用があるかもわかりませんが、大半の部分はこの国の補助制度から漏れてしまう、あるいは昨日もお話がありました、基準をクリアしない兼業農家、あるいは高齢者の自給農家、そういうところについては、ことごとく農家から離れてしまうのではないかなというふうに危惧するわけですが、じゃあ、そういう中で今後の方向性を明確にしていきたいということですが、幾つか確認をしていく必要が僕はあると思います。

その一つに、大きく今後の農業のあり方についての課題は二つあるというふうに私自身は思っているわけですが、一つは、農業が持つ役割や多くの機能が失われるという問題です。食料という問題だけではなく、もちろん安全で安心、おいしいものを市民に提供するという、あるいは健康や文化を守っていくという、そういう大きな役割がありますけども、それに加えて昨日も話が出ておりましたが、水田の保水機能ですね、そういうものとか、それによります防災、あるいは景観、生物多様性など、さまざまな利点があると思うんですね。そういうものをもう一回きちっと認識をしていく必要があるんじゃないかと。国がいくらそういう方向を打ち出しても、頑固に宍粟はこれを守るんだという姿勢が私は要るんじゃないかなというふうに思いますが、その辺、まず1点目の課題、農業の持つ機能を守っていくという視点についていかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 当然農業を含めて多面的な機能があります。当然そのことは先人が苦勞されてきたことについては、私は守っていかなあかん。ただ、守るんにどういった方向がいいのかはこれからの議論だと、このように思っています。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） その認識は一致したというふうに捉えさせていただきます。

二つ目の課題は自給率問題です。国はTPPの問題あるいは生産力がもう既に低下しているということを背景に、自給率を重視してきたこれまでの方針を転換するというふうなことを新聞で言っております。現在、国の食料自給率、約39%というふうに言われてますから、概ね現在でも6割強が他国の食料に委ねられているわけですね。そのことによる私は大きな問題、リスクがあるんじゃないかというふうに

捉えております。もう言うまでもございませんが、やはり外国から来るものに対しては、生産あるいは輸送、貯蔵、そういう過程において多くの農薬が使用されます。そういう残留農薬の問題を抱えておりますし、あるいは遺伝子組み替え作物というようなことも大きく今クローズアップしている問題がございます。いわゆる食料の安全性への不安が高まっているということが一方にあると思うんですね。そういうことから、私は、市民に安全で安心な食料を提供する義務がこの市の農政にあるというふうに捉えています。そういう意味で、国がいくら自給率重視の方針に転換しようとも、私は地域の食料自給率は向上させていくという、向上させるんだという市の農政の基本的な考えが要るのではないかというふうに考えます。

部長にちょっとお尋ねしますが、市の食料自給率、これ幾らぐらいなのか。あるいは私が先ほど申し上げました観点から、自給率のアップについて、農政としてどのようなお考えなのか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 今、大畑議員の自給率を上げるということは、農家を守るという点で大変重要なことだと思っております。先ほど国の自給率、県の自給率等もいろいろお聞きをする中で、宍粟市の自給率はどうなっているかという問いでございますが、平成19年までぐらいには、国の機関であります統計情報センターというのが姫路にありまして、龍野にもございました。そこから数量的な情報をいただく中で、自給率、カロリーベース、生産額ベースではじいておったんですが、それが今のところ廃止となっております。

それで、今回、自給率を示してもらいたいということなので、市なりにちょっと試算をしました。それに基づくものにつきましては、品目別の自給率として米という品目で自給率を出しております。それは国からの生産数量調整の割り当てがございます、宍粟市に対して。それが5,187トン、それで宍粟市の人口を4万人として換算しますと7,300トンになります。自給率については約71%、これ概算ではじいてますので71%。まだちょっと余力があるような形になっております。

それから、生産額ベースでいきますと、2010年のセンサスによりますと、宍粟市内の食料生産額が11億9,000万円、市内の消費を出しますと、45億6,000万円となっております、約26%の自給率となっております。

それから、カロリーベースでいきますと、市内産の供給量、主なものは米が一番主流でございますが、両JAのまとめでいきますと約9万キログラムの大豆が上がっております。ほかに消えるものもございますので、しっかりとした数字じゃない

んですけど、それを供給カロリー概数で出しますと約25.5%。その他の野菜とか牛肉も含まれておりますが、そういうものをトータルすると、大体に25、26%になるんではないかという推測をしております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 自給率アップの目的は、農家を守るという立場という認識でございましたが、私、先ほど申し上げたように、農家を守るだけではなくて、市民の安全な食料を守るということも是非入れないと、なかなか消費者がそこに向かないとは農業は守っていけないと僕は思いますので、その辺の関連性も十分考えていただきたいなというふうにお願いをしておきたいと思いますが、自給率、数字出していただきましてありがとうございます。カロリーベースで約25、26%、生産ベースで26%、重量ベースで71%ぐらいだということで、私、平成20年度の資料をちょっと手元に持っておりますが、市のものはないんですけども、県のカロリーベースで兵庫県の場合は食料自給率16%ですね、阪神間はほとんど自給はありませんから、このような数字になるのかと思いますが、非常に全国的にも低いですね。それから、西播磨が38%という数字が平成20年度で出ておりますから、この西播磨の中で宍粟市が26というの、随分下回っているんではないかなというふうな認識を覚えました。本当に26%であるならば、8割弱がほかからの食物に委ねられているということですから、非常に危険性が私ははらんでいるんではないかということで、そういう意味から、そういう意味といえますのは、市民の安全・安心という意味、あるいは農業生産者の生産活動を確保するという意味では、非常に重要なポイントでないかなというふうに思っております。

ちなみに、但馬とか丹波、この辺のカロリーベースでも70なり88、淡路に至っては111という自給率でございますから、やはり県内でも農業の盛んなところについては自給率が高いというのが数字が物語っているというふうに思うので、是非この辺は数字ありますけども、参考にしながら今後の農政を検討する必要があるんではないかというふうに考えております。

そこで、まずその二つの問題が重要だということをお話を申し上げて、次に、地産地消の取り組みのほうに入りたいというふうに思いますが、学校給食、宍粟は誇るべきことではないかなと思います。先ほど市長からもありましたが、これ農林水産大臣賞、手元に資料がございますが、この表彰理由の中に、小規模農家や高齢者農家も給食に参画できる調達システム、休耕田を活用した新品目の生産、ジビエ給

食の提供など、地域の特性に見合った食材、供給体制が全市域に拡大し機能しているというのが表彰の理由でございます。

具体的な取り組みとして評価されているのは、多様な生産者が担う地産地消の食材供給、JAや集落営農組合、それから小規模生産者、高齢農家など複数の生産者が供給する出荷体制を築いたことが持続的な安定供給を支えているというふうに評価を受けておりますし、そのほかにも宍粟市産の食材を増やす取り組み、休耕田で契約栽培した大豆を地元業者が豆腐や油あげなどに加工して使用する、みそも給食センター職員が仕込むというふうに、本当に手づくりの安全なものを子どもに提供するという、こういう仕組みが高く評価されておりますし、ここにやっぱりかかわってこられた人に私は敬意を表したいと思っておりますし、これは誇りにしていただきたいというふうに考えるんですね。

だから、こういうシステムがあるわけですから、これを市の農政に私は拡大をしていく、あるいは農政だけではなくて、先ほど申し上げました他の商工業あるいは医療分野ですね、そういうところにどんどん僕は広げていくべきだというふうに考えております。そういう意味で、再度、先ほど市長の御答弁では、地産地消推進計画がどういったものなのか、あるいはその必要性について再度検討してみたいというお話がございましたけども、この必要性は既に国が閣議で決定しております食料・農業・農村基本計画の中にも、その中の一つに地産地消推進計画というのはいわゆるあってあります。それから、今、具体的な実践例として、宍粟ではこのような評価に値するものがあるわけですから、その必要性についても私は確認ができるんじゃないかというふうに捉えております。もう一度地産地消推進計画、本当にやる気があるのかなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 大変地産地消を進める上では自給率の向上にも繋がるということは市長申しましたとおりでございます。当然、行政が一本で進めるというわけにはいかない点もございます、申しわけないんですが。ただ、農業生産者、農業生産の代表者、それからJA、ある関係機関、普及センター等々の中でどういう形で地産地消、自給率の向上を目指していくかということも含めまして、今後早急な対応で検討していきたいなと考えております。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 具体的なところはまだイメージできてないということですが、是非もう一度具体的な市内の取り組みを検討いただいて、昨日からの議

論は、生産者をどう守っていくとか、生産者をどう支援するかというようなお話が多かったと思うんですが、それも非常に大事なことだと思いますが、先ほど申し上げましたように、消費者の意識を地元産を購入する消費活動に向けていかなければ、生産者を守っていくことはできないというふうに思うんですね。あるいは流通とか、そういう販売とか、それにかかわっておられる人たちもそこに巻き込んでいかなければならないというふうに考えるわけです。そういう一丸となった取り組みで初めて成り立っていく問題だというふうに私は考えるわけで、地産地消ばかり言っておりますけども、やっぱりそれを進めるために食育ですね、突然振りますけど、健康福祉部長、食育、市の健康増進課が出しております、これは市民アンケートをとられたものが食の安心・安全というパンフレットになってあらわれておりますが、この中にははっきりと食育という概念の中に、地域で安全・安心なものを食べていく必要性というものがうたっておりますし、そういうことの大事さですね、それが穴粟の中で食育活動として展開されているということも承知をしておりますから、その方面からのバックアップ、あるいは連携とか、そういうものも必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 私ども健康福祉部で主に所管しておりますのは、やはり市民お一人お一人の健康を第一に考えての食育という観点でございますので、やはり安全な食材でそれぞれのライフステージに合った食事、あるいは健康づくりをするということの推進を図っていくということでございますので、また今、食育計画の見直しも進めておりますので、主な観点はそういう観点で健康づくりを主眼に今後とも取り組んでいきたいなというふうには思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。

4番（大畑利明君） 是非地産地消の追い風になるようお願いをしたいというふうに思います。

もう1点だけ、時間ございますのでお願いしたいんですが、いわゆる農産物の自由化、関税撤廃ということになってきますと、安い農産物が外国からどんどんどんどん入ってまいります。そういう意味で、フードマイレージ、食物の輸送距離の問題ですね。CO<sub>2</sub>の発生を考えたときに、やはり私は地元のものを食べていくことが環境面においても非常に重要であるというふうに考えております。そういう意味でまちづくり推進部長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 先ほど来、地産地消は非常に大切な議論をなされております。私の立場からは環境保全あるいは観光の推進という立場から若干お答えさせていただきたいと思えます。

先ほど議員おっしゃいましたフードマイレージ、産地と消費のいわゆる運輸、これは非常に大きな産業ですけども、反面、CO<sub>2</sub>がまさしく大量に発生しておるということについては、非常に環境負荷が多く発生しておるということについては、環境主都を目指すところとしては、おっしゃったように地産地消、これは非常に大切な取り組みだというふうに思っておりますし、また、農地を守ることで国土地保全、ひいてはそれに繋がるという一つの大きな環境を守っていくということも認識をしております。

また、観光面におきましても、やはり今一つの例でいいますと、指定管理施設、第三セクター等におきましても、今なるべく地元の食材を使おうということで原価率をなるべく下げようという具体的な取り組みで進めていただいております。しかしながら、課題といたしましては、やはり、まず事業者は経営ということもございます。しかしながら、その逆、そうばかりも言っておられませんので、指定管理施設等についてはなるべくパーセントを上げるようなことについては、今も指導しておりますし、今後ともそれについては指導をやっていきたいというふうに思っております。

それとやはり、先ほどおっしゃったように市民の立場、市民の方もやはりこの意識を変えということも非常に大切だと思いますし、観光の立場から基本計画に盛り込んでおりますとおり、おもてなしという顔の見える観光を進めたいということでも地産地消は非常に大切な取り組みだというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 4番、大畑利明議員。もう時間がありませんので、よろしくお願ひします。

4番（大畑利明君） 市長も私も同じ認識だと思いますが、宍粟市の過疎・高齢化、あるいは若者の定住、あるいは雇用の場、そういうことを確保する意味で、これは一つのポイントになるのではないかなというふうに考えております。

最後に、もう一度市長に地産地消推進計画についてお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思えます。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。



市長（福元晶三君） 宍粟でとれたものを宍粟で食べるんだと。さらにまた経済の循環も含めまして、先ほど担当部長が申し上げたとおり、その方向で検討を加えていきたい、このように思います。

議長（岸本義明君） 以上で、4番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時まで休憩といたします。

午前10時40分休憩

---

午前11時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を続けます。

藤原正憲議員の一般質問を行います。

10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） 10番、藤原です。議長の許可を得ましたので、通告しておりますところの大きく4点について質問させていただきたいと思います。

ここまで同僚議員の質問と一部といいますか、ほとんど重複しておりますような部分がありますけども、できるだけ視点を変えまして質問をさせていただきたいと思います。

それでは、まず、1点目ですけども、平成26年度予算について、質問をさせていただきたいと思います。

この10月でしたか、平成26年度の予算編成方針等についての通知といいますか、通達が各部局長宛てになされております。それによりますと、国県の状況あるいは本市の現況等を踏まえながら、平成26年度の予算の取り組みについて指示されておるわけでございます。

私は、ここまで本市の組織の見直しや、あるいは公共施設、公民館等の施設の改修を含め再生、再編あるいは廃止など、過疎化あるいは少子化による人口が減少する中で、サービスの質を落とさずに、できるだけ地域の仕組みをうまく、そして小さくまとめていくことが必要であるのかなあと、このようなことを申し上げてきました。

この予算編成方針によりますと、全ての事業は優先順位をつけることによって、限られた財源の中で必要な事業を選別し、事業の廃止あるいは縮小を検討することとあります。

そこで、まず1点目の質問ですが、「選択と集中、生き生きとした地域の創造」

を重点とした予算とするとのことであります。また、2020年にオリンピック、パラリンピックの東京の開催が決定したことによりまして、本市でもスポーツ立市に向けたまちづくりを積極的に推進するとのことであります。もう少し具体的に市長の思いといたしますか、所感をお尋ねいたしたいと思えます。

次に、2点目ですけれども、本市の組織の見直しについて、お尋ねをいたしたいと思えます。実友議員等の代表質問と一部重複しておりますけれども、御了承をいただきたいと思えます。

また、この16日にいわゆる追加議案として組織の見直しといたしますか、組織条例の一部を改正する条例が上程される予定であります。答弁につきましては、差し支えない範囲で答弁をしていただけたらなあと、このように思うわけでございます。

以前の市長の答弁で、合併10年を迎える来年の4月に市民局のあり方も含め、組織の見直しをしたいということでもございました。しかも今年で勇退される、退職される幹部職員の方が多いと聞いておりますが、事務事業等々に支障を来さない範囲で対応しながらの組織の見直しになるのではないかなと、このように思っております。

私は、以前から企画と総務を別にして、市民生活部の中にある税務課の事務を総務部へ、本当に本市にとって一番大きな自主財源である、いわゆる市税の部分をやはり財政担当部局である総務部で持つべきじゃないかなと。あるいはこれは実友議員とも重複するんですけれども、まちづくり推進部の事務を企画の中に、あるいはまた今言いました市民生活部とか産業部のほうに振り向けて、いわゆるスリム化といたしますか、効率化を図るべきではないかなあと、このように思っていたわけでございます。その辺の市長の所感をということなんですけれども、組織あるいは人事権等々につきましては、市長の裁量権といたしますか、専権事項になりますか、あえてお尋ねをしたいと思えます。

それから、次に、3点目の空き家対策について、質問いたします。

これも私もここまでたびたび質問をしてきておるわけなんですけれども、現在、空き家の実態調査をされています。集計中であると思うわけなんですけれども、どのような状況なのか、どう進めるか、また、固定資産税の課税客体としての空き家を考えるときに、やはり市民生活部のいわゆる税務課との連携もすべきではないかなあ、このように思うわけなんですけれども、いかがでしょうか。

また、これも同僚議員からたびたび質疑があったわけなんですけれども、空き家対策条例、いわゆるこれは仮称なんですけれども、これについても進捗状況といたしますか、どの

程度進んでいるのか、答弁を求めたいと思います。

最後に、大きな4点目の地産地消条例の制定について、お尋ねをいたしたいと思います。

このたび本市の給食センターが、先ほどもありましたけども、栄えある農林水産大臣賞を受賞いたしました。担当する職員の長年にわたる取り組みとあわせ生産者、あるいはJAの連携と調整の結果であると思っております。地産地消による学校給食に食材を供給するシステム、これも先ほど大畑議員のほうからも質問がありましたけども、このシステムをほかにも拡大して、何とか、といいますのは、林業も含めた林業部門にそれを拡大して対応できないかなあと。このことで答弁を求めたいと思います。

それをまた強力に推進するために、これも2回目の質問なんですけども、地産地消推進条例を制定できないか、答弁を求めたいと思います。

もう一つ、林業について、この間の産建の資料だったと思うんですけども、山崎木材市場と兵庫木材センターで約18万立米の取り扱いといいますか、取り引きがされているということで、昨日の産業部長の答弁では、これは約20万立米になっていたように思うんですけども、その辺はたくさんといいますか、大変な量の素材といいますか、木材が取り引きがされているわけなんですけども、そのうち先ほどの自給率ではありませんけども、宍粟材の立木はどれくらい使われているのか、このことについてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 藤原正憲議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま藤原議員さんから4点、大きな御質問をいただきました。私のほうから1点目と2点目の予算、組織について、御答弁を申し上げたいと、このように思います。

平成26年度の予算につきましては、先ほど10月に予算編成方針をつくりまして、考え方も示す中で、全部局長に通知をして、今現在作業に当たっておるところであります。

「選択と集中、生き生きとした地域の創造」、このことをテーマとして、現在先ほど申し上げたとおり、編成作業を鋭意進めておるところであります。

この中で、例えばであります、慣例的に行っている事業などは一定所期の目的を達成している、こういうふうにも考える部分もあります。逆に、効果があまり見

られないものなど、こういったものもありますし、そういう観点で廃止・縮小を検討していきたいと、このように考えております。

一方で、今日の少子高齢化あるいは過疎化の進展、とりわけ人口減少などによって地域の疲弊や地域力の低下、こういったことが懸念されるわけではありますが、こうした地域が少しでも元気になり、それぞれの地域に活力を見出すための契機となるような事業、そういうことについては積極的に予算化をしてみたいと、このように考えております。

いずれにしましても、今後進めていく予算編成過程の中で具体的な事業については精査をして、今後お示しをしていきたいと、このように考えております。

次に、スポーツ立市の関係の御質問であります。

常々申し上げておりますとおり、市民誰もが気軽にスポーツに親しんでいただき、健康で元気で過ごしていただくことが最も大切であると、このように考えております。そのことから、今定例会で高齢者あるいは青少年、障がいのある方、こういう方々に対するスポーツ施設の減免、このことも提案をさせていただいておるところであります。

こうした施策を推進していくことに加えまして、2020年に東京でのオリンピック、あるいはパラリンピックが開催を決定されたところでありまして、国民こぞってそのことについて非常に喜んでおる、こういう状況であります。

宍粟市としても、現在、特色でありますカヌー競技場、このことを活用した海外のナショナルチームの合宿誘致でありますとか、あるいは2021年に関西の広域連合でもう既に開催が決定をなされておりますワールドマスターズゲーム、このことあるわけではありますが、私は是非カヌー競技場にこのワールドマスターズゲームのカヌーの開催、このことについて種目の誘致に取り組んでいきたいと、このことから地域の活性化に繋げていきたいと、このように考えておりますので、いずれまたよろしく願い申し上げたいと、このように思っております。

2点目の組織の見直しのことではありますが、既に議案としてもう見ていただいておりますことと思いますが、重ねてよろしく願い申し上げたいと、このように思います。

御指摘にありましたように、「スリム化、効率化」、これは当然図らなければならないと、こういうことではありますが、そういう観点でも合併後の組織、私自身もその一員として務めてきた経験からも含めまして、スリム化、効率化は同感のところであります。

しかしながら、市民サービスを効果的に推進する、あるいは行政サービスを落とさない、こういう観点も大事でありますので、そういったことも十分加味しながら検討を加えておるところであります。

私も就任しまして、この間、職員には元気で頑張ってもらいたい、あるいは大きな声で挨拶もしてほしいと、健康にも留意してほしいと、このことも再三申し上げておるところであります。そういうことから、市民からの信頼も深まっていくものであろうと、このように思っておりますが、なお、具体的には市民の皆さんには「親切・丁寧かつ迅速」に対応してほしい、このことも常々お願いをし、今、一生懸命職員一丸になりながら頑張っておるところであります。今日、行政ニーズも非常に多様化あるいは複雑化をしておることでもあります。これらに的確に対応していくためには、職員の質の向上はもちろんであります。組織を柔軟に見直していく必要があると、このように考えております。

いずれにしましても、これでよいというところにはなかなか至らないとは思いますが、ただいま御指摘いただいたことも含めまして、よりよい組織となるよう、さらに努めていく必要があると、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

残りの御質問につきましては、担当部長より答弁させていただきます。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 続きまして、空き家対策につきまして、少し具体的な数字も入りますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

夏から自治会長さんはじめ多くの関係の方々に御協力をいただきまして、空き家の、空き家といいますか、現在使われておらない店舗・家屋等の実態を特別チームを編成して調査をしていただきました。現在、使用されていない家屋、工場、店舗など、数でいいますと1,211軒あったというふうな報告を受けております。これが全て空き家という位置づけかどうかについては、これから総合的な検証をいたしますので、住んでおられないということについては1,211ということで報告を受けております。

現在、その総合的な分析に入っておるところであります。あくまでも申し上げましたように、調査をお願いした職員の外観からの目視でこのたびは判断をしております。傷みが激しく、取り壊しが必要であるというふうな判断をした物件が約100軒あったというふうな報告を受けております。そのうち隣接、いわゆる近所に迷惑をかけるであろう、非常に危険が及ぶであろうという建物が40軒程度存在する

というような調査結果が出ております。

先ほど申し上げましたように、外観目視でありますので、今後の対応につきましては、条例化を含めて課題として検証していきたいというふうに思っております。よりまして、現在のところ、その所有者とか、そういう分の公表は全くできない状況であるということは、御理解いただきたいというふうに思います。

これらの分析と対策の検証を行う上で、まず1番に市民の皆さんの意見を十分聞いて条例制定をする予定であります。条例といたしましては、空き家の管理の責任の明確化、それから個人の財産に対して、市がどこまで介入をできるのか、地元自治会の役割などについて、慎重に協議をしながら、なるべく早い時期に条例化の制定をしたい、議案として上程をさせていただく、この予定で進めております。

なお、税務課との連携につきましては、今この空き家等につきましては、本市だけではなくて、全国的な大きな課題というふうなことで、過日、国のほうでも一定こういうことの議論を始めようということの情報が入っております。今現在では、まだ国あるいは県のほうでは情報を収集されているのかなというふうなことを個人的には思っておりますけれども、まだその具体的な内容についてはこちらのほうに来ておりません。国のほうで検討されております空き家対策制度の動き、これを見ながら本市といたしましては、指針あるいはこれが法令となるのか、そこらも十分見極めながら、市の対策として協議の必要が生じた場合には法令の許す範囲で連携をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 私のほうは、地産地消条例の制定について、関係部局としてお答えをさせていただきます。

現在の給食センターは、御存じのとおり食材供給システムは給食センターが必要とする食材の中で、地元で調達可能なものについてはJAさんや民間卸業者さん等に依頼し、生産者に生産あるいは集荷をしていただくこととしておりまして、その結果として地元農産物を約7割強使用している状況は御存じのとおりでございます。

このように生産者と販売者、そして消費者としての給食センターが綿密な連携のもと、身近な生産者を支援し、安心・安全、また顔の見える生産者の農作物を食卓に届けることが生産者の生きがいと消費者への安心の提供に繋がることと考えております。

このようなシステムを拡大し、地域農林業の推進に繋げるよう考えるためには、

「地域産業を一体となって推進する」という関係する団体の共通の理念が必要でございます。また、生産者と消費者を繋ぐ、いわゆるコーディネーター役という推進母体が必要であると考えております。

米の生産調整の廃止という農業政策の大転換期を迎え、また、ＴＰＰ参加となると、多国籍企業活動保護のため、競争原理導入も地産地消の推進に少なからず影響が出るものと危惧しますが、市といたしましては、関係者と協議する場を設定し、今後に繋げていきたいと考えております。

また、林業関係につきましては、現在のところ、宍粟材利活用に対する補助、また公共建築物の利用促進等の要綱を定めて、現在進めている状況でございます。

今後の農林業の発展のためには、市、生産者、消費者、さらには事業者が一体となり、安定した生産と供給、そして需要、さらには農家におきましては、食育との連携を図ることが宍粟市の特色ある持続可能な農業の発展及び健康で豊かな市民生活の実現に繋がるものと考えております。

議員御提案の地産地消の条例の制定につきましては、今後、動向を注視する中で、関係機関、団体、市内部で十分協議の上、論議していきたいと考えております。

次に、山崎木材市場と兵庫木材センターで取り引きされている木材のうち、市内の木材の占める割合についてでございますが、ここ１年間、木材の取扱量は約20万立米弱となっております。このうち市内の森林から搬出された材は、木材センター、山崎木材市場、両者に聞き取り調査をしましたところで、概数ではございますが、約9万立米弱となっております。

兵庫木材センターは、県産木材の一大供給基地として整備されたものであり、県産木材の取引量はここ１年間では約7割となっております。今後におきましては、施設の整備目的をより達成できるよう、県と連携して成熟期を迎え、伐期を迎えた市内の林分から搬出の促進の啓発を進めたいと考えております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） それでは、再質問をいたしたいと思っております。

先ほど市長から丁寧な答弁をいただきました。特にこの平成26年度予算につきましては、確かに取捨選択と申しますか、選択と集中というんですか、当然必要であると思うわけなんですけども、先ほど特に効果の見出せない事務事業であるとかいうようなことがあったんですけども、もし差し支えなければ、わかっている範囲内で取りやめになる部分、あるいは新たにやる部分、こういったところがありました

ら、お答え願いたいと思います。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） ただいま御質問いただきましたことなんですけれども、ただいま来年度の予算に向けまして、各部局からの要求をもとに査定をしているという段階でございます。各部のほうには、スクラップ・アンド・ビルドというのを原則として基本と考えておりまして、新規事業等を要望する場合には既存事業の見直しといったものを求めながら進めておりますので、ただいま新規事業、新たなもの、もしくは見直すものを各部局横断で企画財政課のほうで査定をしているという最中でございますので、現在のところは個々具体的に御説明できる段階ではないということでございます。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） 合併当時の市長も大変だったと思うんですけども、合併特例がなくなる、いわゆる福元市長にとりまして一番大切な時期といえますか、本当に繋ぎの時期と言ったら言葉悪いんですけども、10年、20年のスパンで考えたときに、やっぱり今きっちり対応していただかなければ、これ我々もそうなんですけど、選挙で選ばれるということになると、どうしてもなかなか取捨選択というんですか、選択と集中というんですか、事業を特に取りやめるといようなことは本当に勇気といえますか、判断、決断が要るわけございまして、それにひるむことなく、きっちりと対応していただきたいなど、このようにお願いをしておきたいと思えます。

また、別の話なんですけども、オリンピックの開催につきまして、余談ですけども、私はちょうど高校生のときだったと思えます。当時、旧波賀町内の国道29号線を聖火ランナーが走ったというのをよく覚えておるわけございまして、先ほどスポーツ立市の話が出まして、いわゆる減免とか障害者の方とか、体の不自由な方には減免があるとか、15歳未満ですか、あるいは65歳以上は減免になるとかというようなスポーツ施設の使用のことがあったんですけども、私は、このオリンピックが開催されるということで、まだちょっと先なんですけども、これを機会に宍粟市の先ほどカヌーのことがナショナルチームを誘致するとか、そういう市長の答弁があったわけなんですけども、本市内にも本当に優秀なアスリートがいるわけございまして、選手がいらっしゃるわけございまして。バレーボールあるいはマラソン、そして今言うカヌー、柔道等々本当に優秀なアスリートがいらっしゃるわけなんで、是非その人らがオリンピックに出場できるといえますか、そういう登録、推薦いうんですか、そういう体制づくりができないかなあ、それによって宍粟市のPRにも



繋がると思うんですけども、その辺市長、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 当然子どもたちにとって将来に夢を持っていただくためにもアスリートの育成というのは大事な部分であります。しかしながら、国民こぞって、あるいは市民こぞって、どういった形でオリンピックを迎えるか、こういうことも、そういう意味では私は機運を高めていく、このことも大事なことだろうと。これは市民の皆さんが、今疲弊した今日の中で将来に対して夢を持っていただくんだと、このことも大事な要素があります。その一つとしては、先ほど申し上げたカヌー、ワールドマスターズについては誘致を図っていきたい、このことを具体的に進めていききたいなあと、このように考えております。

あわせて、私は、現在の国道29号線の状況を鑑みると、非常に残念な結果になっておると。そういう観点から見ますと、活性化を図ることが大事なあと、このように思っております。先ほどおっしゃった東京オリンピック当時は、多分あれは国体旗が通ったんじゃないかなと思うんですけども、聖火は通っていないように思うわけではありますが、ちょうど私も小学校5年生でありましたので、国体旗についてはついて走ったという記憶があります。

私は、可能であれば、国道29号線、鳥取から姫路までありますので、できれば一つの方向として聖火が通るような動きも今後含めて進めていききたいと、このように考えておりますので、またいずれ具体的な方向になりますと、また議会とも十分議論をさせていただきたいと思うんですが、思いはそういう方向で進めていききたいと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） 先ほどの答弁の中で若者に夢と希望を持っていただくと、これは本当に、まさに私もそのとおりだと思っております。特に今回オリンピックを機会にといいますか、先ほども言いましたけども、波賀にゆかりのある重量挙げの選手の方も、前回出られた選手の方もいらっしゃるの、まあまあ是非是非そういう対応といいますか、やっていただきたいなあ、このように思うわけでございます。

この組織のことにつきましては、これはもう先ほど丁寧な説明がありましたので、答弁がありましたので、これは省かせていただきたいと思えます。

ただ、先ほど言いましたように、やはり市長の任期、我々の任期も4年ですけども、4年というスパンで考えるのではなしに、やっぱり10年、20年という、そうい

うスパンでの持続可能な行財政運営、いつも市長の頭の中には置いていただきたいなあ、このように思うわけでございます。

空き家対策についてちょっと質問させていただきたいと思うんですけども、先ほど1,211軒ですか、これがあったということで税務課とも調整をするということでございますけども、私は、どっちが先かどうかということを考えてときに、やっぱり税務課の課税資料というのは個人の所有権、それに課税されているということで、そしてそれに対して前回にも質問しましたけども、市県民税の均等割は4,800円ですけども、2号該当ということで課税になるわけなんです。だからその辺のところが整理したらと思うんですけども、いかんせん今課税になつとる件数が前回質問したときに160軒余りかなあと思っております。今回調査されたら1,100何ぼあるということで、いつも佐用町やら神河町の話を出すんですけども、佐用町は宍粟市の半分ぐらいな人口ですけども、そこには400、500の2号該当が課税されているというようなことで、私はちょっとその辺が縦割りといいますか、もうちょっと横断的に横割りで対応していただかなきゃいけないのかなあ、このように思うわけでございます。その辺どうでしょうかね、やはり私の認識では課税漏れになっているという認識なんですけども、その辺どのような認識をされておりますか。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 以前も藤原議員の御質問にお答えしたかとは思いますが、若干空き家と家屋敷と一緒にしているのかなという感じを受けました、今の御質問の中で。私どもが持っておりますのは、空き家の情報ではございません。税務課では空き家であろうが、人が住んでおられようが、家が建っているか建っていないかというところで賦課をさせていただいております。家屋敷というのは、以前にも御答弁させていただきましたけども、市民の方の住所がここにないと、宍粟市にないと、家は宍粟市にあるという方に家屋敷税を掛けさせていただいているという状況の違いがございますので、先ほどまちづくり推進部長が言いました1,000軒余りの空き家、それと税務課が持っております家屋敷税の数字とはどうしても違うところがございますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） ちょっとくどいようなんですけども、要するに、私が言いよんは、家屋敷がある人に対して市県民税がかかると。それから家が建っているのは、これは固定資産税、建物・家屋の税金であると、これはもう全然別個のもので

あって、そこに人が住んでいなくて、家があって、屋敷があって、店舗、店舗もそうですけども、あった場合には均等割は課税になるわけなんです。私はそれが課税漏れになっている部分があるんじゃないかなということで、具体的に例を出せと言われたら、私も出していいんですけども、まあそこまでは思っております。

この4,800円均等割がかかって、そのうちの1,800円というのが、いわゆる県の税金でございます。私は、その辺で県レベルで市町村の状況といいますか、比較された場合に、これは明らかに数値が少ないじゃないかというような行政指導というんですか、監査いうんですか、そういうことはないんでしょうかね。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 家屋敷税につきましては、平成25年度で237件、170人の方を対象として賦課をさせていただいております。前回は藤原議員に申し上げましたけど、もしも、うちのほうで調査が漏れておるといような状況がありましたら、情報をいただいたら、また調査もしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） それでは、次の質問に入りたいと思ひます。

次の質問もちょっと関連があるんで、もうちょっとあれなんですけども、私は、それに何でこだわるかといいますと、やはり税金のことばかり言って申しわけないんですけども、やっぱり課税客体といいますか、市県民税でいえば、今のような2号該当の家屋や家屋敷、あるいは市県民税でいえば所得の所得割とか、そういうことがしっかり、100%とは言いませんけども、きっちり課税客体として把握されているかどうか。それが私は一番心配なわけでございます。そしてまた、課税はしたわ、徴収はできない。だから私は税務課で課税客体の把握と徴収、真ん中の計算はデータさえ入れればコンピューターが計算してくれますので、昔はそろばんとか計算機でしよったけども、今はその必要がないんで、やっぱりその辺が一番十分いってないんじゃないか、これは私の意見ですけども、十分に把握といいますか、いってないんじゃないかなあという思ひで、これを質問をさせていただきました。当然申告、無申告の方、あるいは虚偽の申告をした方には、調査権といいますか、過料、罰金の法律、地方税法にも規定があるわけなんで、それで対応されていることと思ひますけども、私はちょっとその辺が心配なので質問したわけなんです。これは答弁はよろしいですけども。

最後の地産地消推進条例、仮称ですけども、これにつきましては、先ほども大畑議員のほうから、いわゆる計画というようなことで、若干同じ共通点があるのかなと。私は、特に90%を山が占めている、そして宍粟市は4,000ヘクタールという大地主であると。そういうことを考えたときに、やはり財産管理運営面からも産業部を中心にやはりきっちりとした対応といたしますか、が必要じゃないかなあと。

昨日の答弁で、モデル林として提供して、モデル何とかいうて、山高とか、そういうところに市有林を提供してやるというようなことで、これは私はええことだなあと思うんですけども、やはり宍粟市の4,000ヘクタールの山がきっちり利活用されないと、なかなか小規模林家といたしますか、我々のような小規模林家まではその影響といたしますか、恩典が出てこないと。私はこのように思うんで、地産地消条例、先ほど9万立米が宍粟市内でいってる。あと11万立米に近いものは市外、岡山、鳥取から来ているのかなあと、このように思うんですけども、この輸送運賃とか、そういうことを考えますと、やはり地球環境にも優しくない、宍粟市としていわゆるゼロエミッションといたしますか、環境対策としては先進地であると思うんですけども、それに何か逆行しているんじゃないかなと、このように思うんですけども、その辺、宍粟市で、昨日も答弁ありましたけども、ほとんどの山が伐期が来ているというような答弁があったやに思うんですけども、やはりそれをこのまま放っておくと、先ほども防災とか災害のあれがあったんですけども、これはきっちり間伐だけは最低しておかなんたら、山は死んでしまうと、そういう認識なんで、また市の単独補助で何か新たなというような答弁もあったんですけども、この辺ちょっと答弁を願いたいなど、このように思うんです。いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 産業部長、前川計雄君。

産業部長（前川計雄君） 先ほど御質問あったとおり、伐期を迎えた山は相当あります。その中で、単年度とか近々で木材を出してしまうと、またいろんなところで問題点もございます。出し方については、今、森林組合等々の中で年次的な計画でどうやっていこうかということと、山の持ち主である方の同意形成も必要でございます。そういう中で計画的に出していこうということで、今調整をしているところでございます。

議長（岸本義明君） 10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） 先ほど市有林が、市の山がいわゆる4,000ヘクほど数字間違っているかもしれませんが、4,000ヘクタールぐらいはあるのかなと思うております。これを我々個人というか、生産森林組合というんですか、固定資産税を負

担するとすると、約2,200万円ぐらいな税金が年間にかかるのかな、固定資産税がかかるのかなと思います。だから、そのことを思うとやっぱり本気になって財産管理ということには取り組んでいただかなければ、個人の、民間の山林所有者はなかなかそこまで踏み込めないと思うんで、今後きっちり検討していただいて、対応していただいたらなあ、このように思います。

時間も来ましたので、間もなく市長も2年目が来るわけでございますけども、予算もいよいよ福元カラーを出していただきながら、持続可能な行財政運営に力いっぱい頑張っていたきたいなあ、このように申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 以上で、10番、藤原正憲議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山下由美議員の一般質問を行います。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 14番の山下です。一般質問を行います。

まず最初に、わかりやすい福祉サービスの案内冊子の作成をということで行います。

宍粟市民が保健・医療・福祉のサービスが必要になったとき、どのようなサービスが使えるかをわかりやすく説明した冊子が宍粟市には今ありません。このような暮らしのガイドブック、これが平成25年、今年の1月に発行されてはおりますが、これは暮らし全般にわたるものであって、福祉サービスを必要とする人のためにわかりやすく説明したものではありません。福祉サービスを必要とする人のための案内冊子を早急につくるべきであると思います。また、内容も全ての人にわかりやすく、役に立つものにするべきであると思います。

先日、福崎町に行きまして、市民向けの「サービスのしおり、福崎町の福祉」、このような冊子を見て、あっ、これはすごいなというふうに感じましたので、紹介させていただきたいと思います。

これは、保健・医療・福祉のみの説明で91ページを費やしております。まず、扉をあけますと、「町民の皆様お一人お一人が保健・医療・福祉のサービスを必要とされたとき、いつでも気軽に迷わずにその必要なサービスを利用いただけるよう、作成いたしました。御活用くださいますようお願いいたします。」、そのように開いたところに書いてあります。

そして、内容も非常にしっかりと網羅してありまして、福祉の窓口から老人福祉、心身障害者（児）の福祉、また生活保護、児童福祉、国民年金、医療、国民健康保険、介護保険、保健事業、また社会福祉協議会で使えるサービス、それからシルバー人材センターで使えるサービス、ありとあらゆるこの町民が使えるサービスが網羅されております。それもわかりやすく書いてあります。そして、最後のページには、このように封筒と便箋がついておりまして、このサービスの冊子を見て、要望とか、また困り事とがありましたら、また改善要望とがありましたら、皆様の意見を是非お聞かせくださいということで、丁寧に封筒と便箋までついております。私は、このような冊子を宍粟市もつくるべきだと思います。市長のお考えを伺います。

続きまして、5歳児健診の早期実現をについて、質問いたします。

私は、9月の議会におきましても、この5歳児健診の早期実現を求めております。5歳児健診によりまして、軽度発達障害の子ども早期発見ができ、適切な支援により生きづらさを軽減し、その子どもの得意なところを伸ばし、自身を持たせることができるからであります。わからないままに放置すれば、無理をして頑張り続け、やがて自暴自棄になったり、引きこもったりすることが多くあります。普通の生活ができなくなります。早期発見と支援が本当に大切であります。

御存じだとは思いますが、兵庫県では、平成23年度から5歳児健診を進めており、モデル市町を募集され、平成23年度から25年度までに既に17市町が新たに5歳児健診を始めております。県から費用の補助も出ております。

兵庫県の平成24年度の実績を紹介したいと思うんですが、モデル市町といたしまして12市町、実施期間が平成24年4月から平成25年3月まで実施しております。その結果といたしまして、保育所、幼稚園を通じて保護者に問診表を配付し、2,852人にスクリーニングを実施、370人を抽出した。相談希望の子どもも加え、214人が相談に参加し、うち192人に支援が必要となった。これまでの健診で把握されなかった子どもは91人いたという結果であります。そして、評価といたしまして、結果として初めて把握された子どもが全体の91人もあり、5歳児時点での相談を行う意

義があったというような評価がなされております。

私は、この5歳児健診を早く実現するべきであると思います。市長のお考えを伺います。

続きまして、介護保険、要支援者の保険外しへの対応はという質問をいたします。

政府・厚生労働省は、介護保険で要支援と認定された人へのホームヘルパーによります訪問介護と利用者が施設に通われております通所介護の保険給付を廃止し、市町村の事業に移行するという方針を現在出しております。

早急に要支援1・2という認定を受けておられる方やその家族、また、対象となる利用者の意見を聞き、対応を考えていく必要性を感じております。市長はこのことについて、どのようなお考えをお持ちか、また、どのように対応していかれるのかをお答えください。

最後4点目ではありますが、生活保護を初めとする社会保障の引き下げから市民を守る施策をという質問をいたします。

生活保護基準が引き下げられたことにより、最低賃金や住民税非課税限度額の算定、就学援助など市民の生活を支えるさまざまな制度に連動し、その利用者に深刻な影響を与えることとなります。生活を支える制度から外れる人たちの意見を聞いたり、対応を考えていったりしなければなりません。市長のお考えをお尋ねいたします。

以上、4点で1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま4点の御質問をいただいております。私のほうからは、3点目と4点目の要支援の関係、あるいは生活保護の関係について答弁をさせていただきたいと、このように思います。

先ほどありました要支援1・2の問題についてのことを含めてではありますが、御承知のとおり、現在、介護保険制度の見直し、国においてもなされておるところであります。その中でも要支援者に対する訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し、新しい形での事業を平成27年4月から実施し、市町村の移行期間を考慮して、平成29年4月には全ての市町村で実施することが適当であるとの案が示されておるところであります。

市におきましても、国のこういった議論の推移、そういったものを十分注視しながら、効率的な効果的なサービスが提供できる、こういったことも考えなくてはな

らないのかなあと、このように思っておりますが、そういった意味において、介護保険事業計画策定、このことの中で制度に沿った対応をとる、そのように考えておるところであります。

ただいまの御質問の意図も十分理解しながら、今後、その計画策定の中でもそういったことも含めて議論をしていきたいと、このように考えております。

次に、生活保護の引き下げ、社会保障の引き下げ、これから市民を守る施策をどう考えておるか、ということでもあります。

保護が必要な人には確実に保護を実施する、このことは当然であります。必要な相談などの支援が行えるよう、現在民生委員さんでありますとか、児童委員さんをはじめとして、また、市の社会福祉協議会あるいは各関係とも連携して現在いろんな支援に当たっておる状況であります。

近年の経済の停滞でありますとか、こういう状況を鑑みまして、ある意味のワーキングプアと言われている、いわゆる働いているにもかかわらず、生活に困っている方が増えている状況は御承知のとおりだと、このように思っておりますが、いわゆる生活保護を必要とする状態になる前の段階で、早期に支援を行う、あるいは支援などを行いながら、生活の再建、そこまで踏み込んだサポートを行政が中心となって、あるいはリードしながら行うことが大切だと、このように認識をしております。

今後もこれまでの取り組みをさらに進めながら、新たな制度のもとで、本当に生活に困っている市民の皆さんの支援、こういったことについては進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

あと残り2点については、担当部長から答弁をさせていただきます。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、私のほうから具体的なことでございますので、福祉サービスの案内冊子と、それから5歳児健診の関係につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

今もございましたように、案内の情報につきましては、市政全般の行政情報であるんですけども、暮らしのガイドブックの中にも入れておりました。また、各福祉の事業ごとにパンフレット等々を作成いたしまして、利用者の方々に配付・説明をしているところでございます。今回議員御提案の冊子につきましては、今後どのような方法がいいのか、一つにまとめるのがいいのか、個別のほうがいいのか、また暮らしのガイドブックも既に発行しておりますので、そのことも含めて作成に向け



た取り組みを行っていききたいというふうに思っております。

ただ、当然、福祉のサービスの提供に当たりましては、それぞれお一人お一人の必要なサービスを調整して提供するというのが必要でございますので、その部分につきましても相談業務を中心に実施していききたいということについては、今後とも変わりはありません。

続きまして、5歳児健診のことについてでございますけれども、いわゆる5歳児健診及びその結果に基づく5歳児の発達相談の実施につきまして、特にこの実施につきましては、先生の確保が、これは必要不可欠でございますので、今その点につきまして医療機関ともいろいろとお願いもしております。また、実際に実施するに当たりましては、保健師の研修も必要でございますので、今現在、保健師の研修あるいはまた保育所なり幼稚園等々への協力依頼も行っており、できれば平成26年度に実施したいということで、今その準備を進めております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それでは、まず最初に、わかりやすい福祉サービスの案内冊子の作成を、これにつきまして再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど作成に向けた取り組みをこれから行っていくということで、本当によりよいものを早くつくってもらいたい、そのように思います。

ちょっとつけ足しておきたいんですけれども、今、この宍粟市にも他市町にはないような独自の福祉サービスがあります。しかしながら、わかりやすい福祉サービスのしおり、これがないために、案外知らない方、これが多いです。

例えば、先日、寝たきりの家族の人を介護されておられます私の友人が、紙おむつ代が高くて困っていたら、宍粟市では介護用品を買うために、年額1人当たり10万円支給してもらえることがわかって、本当に助かった。このように言っておられました。もっとみんなに広げたいとも言っておられました。

宍粟市には、このように近隣の町にないような独自のサービスがあります。ちょっとここでほかにこの宍粟市独自のサービス、これがどのようなものがあるのか、お答えください。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 今、各それぞれ世帯のほうにもお配りしておりました暮らしのガイドブックの中にも載せております、例えば医療器具のキットでありますとか、それから福祉電話の関係とか、いろんなこともございますので、個々具

体的にはたくさんありますので、もし今日この場で全てのお答えはなかなかできませんけども、そんなことの中身も含めて暮らしのガイドブックにもある程度載せておりますし、それから、冒頭申しましたように、個々の制度につきましては、その事業ごとにパンフレット等も作成もして、説明もさせていただいておりますので、ということでございます。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 確かに暮らしのガイドブックにも載ってるんですけど、ほんの数行で、非常にわかりにくいわけなんです。もう少し支給額とか、もうちょっと詳しい内容を書いていただいたら、もっと多くの人ができると思うんです。

先ほども言われたように、市独自のサービスといたしましても、詳しく書いたら、市民の方が喜んでくださるサービスがたくさんあるので、この冊子作成に当たりましても、そういうふうなところも本当に詳しく市民の方が見られて安心できる、今穴粟市は高齢化率も非常に高くなっております。また、障がいがある方、障害者手帳を持っておられる方、療育手帳を持っておられる方、それから手帳等は持っていないけれども、行きづらくて福祉サービスを利用したいと思っておられる方、また、こんな福祉サービスがあるんやなというふうに、その冊子見たら安心して暮らせる、そういうふうな方が増えるように、本当に充実したしっかりした、わかりやすい福祉サービスの案内冊子を作成に向けてこれから取り組むということなので、しっかりと取り組んでいただきたい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） どういうものになるかも含めて十分検討したいと思えます。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 続きまして、5歳児健診の早期実現をということにつきまして、再質問をさせていただきます。

これも平成26年度中に取り組むということで、私は本当にうれしく思います。そこでちょっとお尋ねしておきたいんですけども、この5歳児健診につきましては、6月議会で西本議員も提案されました。そして、9月、12月と私が提案しておるんですけども、その間、部長は調査研究を進めていきたいという回答もくださっております。今現在、どのぐらい調査研究が進んでおって、どのような方とともに

進めておられるのか、それを少し聞いておきたいと思うのですが、どうでしょうか。  
議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それぞれの議会での御質問の中でもお答えをさせていただいたかなと思います。この事業を進めるに当たっては、やはりお医者さん、先生の確保が1番でございますので、そのことも含めて調査研究もさせていただきたい。その実施の方法、中身ですね、中身も含めて調査・研究もさせていただきたいというお答えもさせていただきました。

この間、実施に向けて、今言いましたように、先生の確保について今医療機関と調整を行っております。それから、実施するに当たってはどのような方法で、問診表等をどのようなふうにしていくのかということもありますし、それから、直接かかります保健師がその内容、それからスクリーニングを行うにあたって、どのようなふうにするのかということの研修も必要でございますので、その点につきましても、今順次、保健師の研修も行っているという状況で今進めております。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） しっかりと進めていってほしいと思います。

そして、その後の支援・療育、これについてもしっかりと研究・研修してほしいと思いますが、いかがですか。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 御質問のこの5歳児の健診につきましては、その目的がいわゆる発達障害の早期発見と、それから早期対応というのが大きな目的でございますので、その観点で今準備を進めておりますので、また、いろいろ御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 続きまして、介護保険の要支援者の保険外しへの対応はということで、再質問させていただきます。

当局よりいただきました資料によりましたら、現在、宍粟市には要支援1・2の認定者合わせて594人いらっしゃいます。そして、そのうち訪問介護によりますヘルパーさんを利用されておられる方が111人、また、通所介護、デイサービス、これを利用されてる方が150人、合計261の方が利用されておりますが、この261人の人たちが今使っておられるサービスなんです、事業所によります。これが使えな

くなる、そういう認識でいいんでしょうか。お答えください。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 今回、国が見直しを進めております、今、案として出てきておりますのは、今議員おっしゃったとおりです。要支援の部分については市町村事業に移行していこうという案が提示されております。

これは、どういうことかといいますと、御存じだと思いますけれども、今現在は介護給付費の中で対応していると。これを介護給付・予防給付費の中から外して市町村事業に移行でございますので、使えなくなるということではないと捉えております。いわゆるその財源をどうするかということに変わっていくと。その具体的な中身についてはまだ示されておられませんので、具体的などこまでは承知はしておりませんが、今現在、申し上げた内容であると認識しております。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） そこで、私は是非とも当局に伝えておきたいんですけども、この訪問介護、ホームヘルパーさんの訪問、あるいは通所介護、デイサービス、日帰り介護、これは本当に専門性の要る仕事なんであります。例えばちょっとここに新聞記事があるんですけども、私も実は社会福祉協議会で5年間ヘルパーを経験しております。そして、これ神戸新聞に藤原るかさん、この方、東京の方なんですけども、ともにホームヘルパーをやってきた仲間であります。この方が書いておられることをちょっと読んでおきたいんです。

生活援助は誰でもできる仕事と誤解されがちですが、単に家事をこなせばいいというものではありません。高齢者一人一人の心身の状態を見守り、暮らしぶりを丸ごと受けとめながら一緒に進めるのが原則です。例えば訪問先で煮物の調理を頼まれた場合、ヘルパーが自分のやり方でさっつつくってしまうのではなく、なるべく御本人が調理に参加できるよう働きかけます。そうすることで、少しでも心身の機能が低下しないよう、介護予防に繋がります。食べて、寝て、排せつしてと変化のない高齢者の暮らしに寄り沿う中で、いち早く異変を察知するのも生活援助に入るヘルパー、みそ汁の味つけや部屋の散らかりぐあいなど、ちょっとした変化に気づき、専門職としての認知症や体調悪化の兆候をつかむことも珍しくありません。生活援助を介護保険サービスから外してしまうなら、介護度が重くなる高齢者が増えるのは目に見えています。これだけ専門的な援助をこれから市が担わなければならない、どうすればいいかということはしっかり考えてもらいたいんです。

また、デイサービスのほうですけれども、こちらも今、市役所のロビーに作品展が行われておりますよね。この作品を見られても、その専門性の一端が伺えますように、本当に簡単にできる援助ではありません。また、入浴やバランスのとれた食事をとる唯一の場になっている。このような方もたくさんいらっしゃいます。私は市長に本当に専門性の必要な大事なお金もかかる援助だということをしっかりと知っておいてもらいたいと思います。どのように思われますか。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 今、この要支援の方々については、予防給付ということでいろんな介護予防のサービスの活用をしていただいておりますので、その部分については十分この事業の大切さというのは承知しております。

ただ、今、国が議論しております中身については、それを介護給付費で行うのか、違うとこで行うのかという議論のことをございますので、その事業実施に当たっては、今後国のほう、いわゆる介護保険部会の中でもそのガイドラインづくり、いわゆる自治体間格差という声も指摘されておるように聞いておりますので、そのガイドラインも含めて国から示されてこようかと思えます。その点も踏まえまして、宍粟市として十分効果的・効率的なサービスが提供できるような事業体系はつくっていかうというふうには考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） では、時間がありませんので、次に移らせていただきます。

次、生活保護基準の引き下げなんですけれども、今回の削減は1950年に現行の生活保護制度となってから、前例のない規模での削減となります。平均6.5%、最大10%もの引き下げとなっております。

また、これが生活保護を利用しておられない方、ここにも大きな影響がある、これが大きな問題であります。

厚生労働省は1月31日に、生活保護基準の見直しに伴い影響が及ぶほかの制度についてを発表しております。最も大きいのが来年度から住民税の非課税基準が変わり、非課税世帯から課税世帯になってしまうという影響であります。地方税法によって非課税基準限度額は生活保護基準と連動しているからであります。非課税世帯から課税世帯になると、地方税の支払いとともに膨大な負担増が押し寄せます。医療費の自己負担限度額、70歳未満は上限3万5,400円が8万100円以上に増えます。

また、保育料、3歳児未満は7,650円から1万5,600円になります。3歳児以上は5,100円から1万3,200円になります。また、介護保険サービスの自己負担限度額、上限2万4,600円が3万7,200円になります。障害者の入所サービス料負担なしから上限3万7,200円をはじめ多くの負担増が待ち受けております。

また、就学援助にも深刻な影響を及ぼします。宍粟市では、就学援助が受けられる所得水準を生活保護基準の2.6倍としております。生活保護基準の引き下げによって就学援助が受けられなくなるという世帯が生まれてまいります。最低賃金も生活保護基準に連動しております。最低賃金法9条によりまして連動しております。生活保護基準の引き下げで最低賃金が上がっていかないというような状況が生まれてまいります。

このように言われておりますが、これが本当に宍粟市民の生活に降りかかってくるのかどうか、お答えください。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 今回の生活保護の中の生活扶助の見直しということで、8月から扶助費が変わっておりますけども、宍粟市におきましては、この生活扶助の見直しに伴いまして、生活保護が廃止になったケースはございませんので、この今回の見直しにより影響はございませんでした。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） それは今回の見直しであって、私が先ほど質問申し上げたのは、これからなんです。これから先ほど言ったようなことが宍粟市民に降りかかってくるのかどうかをお答えください。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それぞれお一人お一人、また、世帯の収入というのは年々異なっております。また、国においては社会保障と税の一体改革ということで、いろんな分野の見直しも行われております。ですから、その関係も含めて、やはり今回の生活保護の生活扶助の基準の見直しによって直接的に全て影響があるかどうかというのは、これはなかなか言えないものであろうかと思っております。このほかの部分についてもいろんな福祉制度も含めて、今、国のほうでいろいろと議論されているという状況でありますので、それを総合的に判断する必要があると思っております。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） もう一度お尋ねいたします。先ほど私が言いましたようなことは、この宍粟市では起こらないとおっしゃるんですか。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それぞれ今回の生活保護の基準の改定については、この8月から順次行うということでございますので、例えば新規の申請に対する認定の基準については、この新しい改定の基準で行われますから、それに基づいて生活保護が認定されるかどうか、また、それぞれほかの制度につきましては、今まだ具体的に制度の改正が連絡が入っておりません。例えば税の関係についてもどうなるかという情報も入っておりませんので、ここで影響についてお答えができる状況ではございません。

以上です。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） 非常に市民に影響することですので、早くしっかりと本当の答えを出していただいて対応していかなければならないと思うんです。

私は、最後に市長にお尋ねしたいと思うんですけれども、このように生活保護基準の引き下げに伴って、さまざまな制度によります減免制度とかがなくなって、非常な負担が増えてくる。また、来年4月からの消費税の引き下げ（後刻訂正発言あり）で本当に市民の生活で苦しくなってくると思います。

先ほど市長、お答えくださいましたが、生活に困っている人の支援、これを進めていきたい、そのように言われておりましたけれども、早く具体化しなければならないと思います。どうでしょうか、お答えください。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） この生活保護の基準が引き下げられることによって、全体にどういう影響が出るのか、このことをもう少し精査しながら、今おっしゃったことも含めて検討を加えていきたいと思っております。

議長（岸本義明君） 14番、山下由美議員。

14番（山下由美君） すみません。先ほど消費税の引き下げと言いましたが、ちょっと時間がないので慌てておりました。消費税の引き上げです。非常に生活が皆さん困られます。本当に具体的な施策を一日も早く、しっかりと今の市民の現状をつかむ、そういうことが本当に大事だと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） これで、14番、山下由美議員の一般質問を終わります。

続いて、小林健志議員の一般質問を行います。

5番、小林健志議員。

5番（小林健志君） 5番、小林でございます。議長の許しを得ましたので、一般質問を行います。

しーたん通信についてと、市内の宝物の保護ということで、2件について質問をさせていただきます。しーたん通信につきましては、これで4回目でございます。明快な答弁をお願いいたします。

しーたん通信について再度質問をさせていただきます。

しーたん通信は、いまだ相も変わらずふぐあいが起きています。今後、どのような対処をされるのか、お伺いをします。

メディアトライとの担保責任がいつまであるのか。また、ふぐあいの起きた数も詳しくお知らせください。

電気工事の方々のお話です。器具はメディアトライから工事関係者に直接送られ、家庭に行って取り替えをするということでございます。そして、1台取り替えをすると2,500円いただけるんだというふうにお聞きをいたしました。メディアトライの全額負担であるのか。また全額負担となっても、それはいつまで続くのか疑問に思っております。つけ加えて答弁をしていただいたことをここでお話をしておきます。

宍粟市とメディアトライが了承した日から1年とする。協議認定書を締結していると答弁で聞いておりますので、それ以外にこれが続くなら、どういうふうな形で解決をされるのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、市内の宝物の保護についてでございます。

平成24年度、25年度と、しそう元気げんき大作戦事業として地域自治会などに特色のある地域づくりがなされ、平成25年度では、補助金2,350万円が組まれております。地域の発見とはいかないかもしれませんが、私が時々獺をする関係で警察のほうにちょこちょこ顔を出します。そこでお聞きするのに、刀剣類などが届けられるということがあるそうです。その刀剣類といいますのが、いわゆる当主が亡くなり、当主とは限りませんが、家庭で好きな方が亡くなられて、家庭では不必要なものだと思えます。それをできれば警察のほうでは「歴史資料館に寄附をされたらどうですか」というふうな声をかけておりますというふうに聞きました。

そこで、文化財また美術品が非常に宍粟には数多くあると思えます。そして、古美術のほうも眠っているんじゃないかなと、そういうふうな予測をするわけでござ



います。市として歴史資料館でもよい保管場所を設け、市民に呼びかけをし、宍粟の宝として大事に保管・展示されてはいかがでしょうか。この予算を利用できないものか。このこともお伺いをいたします。

第1回目の質問といたします。

議長（岸本義明君） 小林健志議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

教育長、西岡章寿君。

教育長（西岡章寿君） 市内の宝物の保護をという小林議員の質問につきまして、お答えをいたします。

刀剣などにつきましては、鉄砲刀剣類所持取締法及び軽犯罪法により、所持を禁止または制限をされているところでもあります。ただし、刀剣類で所持を希望される場合は、県の教育委員会で審査を受け、登録することで所持ができるようになっております。

そのような中、寄附を申し出ていただける方もありますが、個人の財産として持っておられる場合、また金銭的に価値があるものが多くて盗難の危険性もあり、大切に保管され、表に出てこなくて眠っているものもたくさんあるのではないかと推測しております。

市といたしましては、歴史的なものや美術品として価値あるものにつきましては、学芸員や専門家により調査いたしまして、さらに文化財審議委員会で審議いただき、市の指定文化財として保護をしたり、さらには寄附を申し出いただいた場合につきましては、価値等を確認した上で必要なものにつきましては受け入れをしていきたいと思っておりますし、実際に受け入れも行っております。

また、刀剣類の保管・展示場所につきましては、湿度などの管理が必要で、現在は先ほど言っていたいただきましたように、保管・展示ケースのあるたたら里学習館及び湿度・温度を管理機能収蔵庫があります歴史資料館で保管・展示をしているのが現状であります。

それから、美術品・さらに古美術品につきましては、美術館等の保管・展示施設が市内にはありませんので、その保存等は市としましても課題であると、このように思っております。

最後に、市民への呼びかけにつきましては、呼びかけ収集することについて、慎重に方法や、さらに管理保管についても今後研究していきたいと、このように考えております。

その他の質問につきましては、参事及び担当部長からお答えいたします。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 先ほど教育長の御答弁ありました関連で市内の宝物、この宝物取り扱いについて、しそ元気げんき大作戦、この事業を活用できないかなという御質問であります。関連がありますので、私のほうからお答えをいたします。

しそ元気げんき大作戦事業は、自治会、各種団体などがまちづくり計画に基づく事業として、それぞれの地域のコミュニティーの充実を図るために自主的、主体的に取り組む事業に対して助成をするという目的の事業でございます。

そのため、市が事業主体となっている場合は基本的には該当はいたしません。しかしながら、先ほど申しましたように、地域、自治会、それぞれの団体等が主体となりまして眠っている地域の宝物を生かしたまちづくり、コミュニティーの形成を進めるための事業であれば適用することは可能かと考えております。

あくまでも地域の主体的な取り組みであるかどうか、地域の宝を活用した結果、どのように地域が変わっていくのか、元気になっていくのか、そこが重要なポイントであるというふうに考えております。具体的な取り組み等がありましたら、また担当のほうへ御相談をいただけたらと思いますので、御理解いただきたいと思ます。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、しーたん通信機器の御質問についてお答えいたします。

しーたん通信につきましては、運用開始以来、ふぐあいが生じておりまして、市民の皆様にお迷惑をおかけしておりますこと、誠に申しわけなく思っております。心からおわびしたいと思ます。

まず、御質問のふぐあいの起きた件数でございますけれども、平成22年1月にしーたん通信の運用開始しまして以来、本年10月末までの累計は1,402件となっております。これを年次別で見ますと、平成21年度、これは平成22年1月に供与開始しておりますので、3カ月だけですけれども、6件、平成22年度311件、平成23年度361件、平成24年度542件、平成25年10月末現在まで182件という数字になっております。

平成24年度に件数が多くなっておりますのは、各自治会長さんに御協力をいただきまして、市内全戸を対象にいたしました動作確認チェックシートを各戸に配布いたしまして、一斉点検をさせていただいた結果、多くのふぐあいを発見したもので

ございます。

次に、メディアトライの担保責任がいつまであるのかということでございますけれども、当初の契約では機器引き渡しの日から1年間となっておりますが、ふぐあいの件数が多いことから、機器の耐用年数である7年というのを目いっぱいな期間である7年まで延長させておりまして、7年間はメディアトライが無償で修理交換等を行うことになっております。

今後の取り組みにつきましては、ふぐあいの発生状況を今後も十分に注視いたしまして、無償期間のうちに再度一斉点検を実施するなど、ふぐあいの発生を減らすようメディアトライに求めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 5番、小林健志議員。

5番（小林健志君） どうもありがとうございます。大変な数のふぐあいでびっくりをしております。このふぐあいになったスピーカーといいますか、器具を会社に持ち帰って、どこが悪かったんだと、ここが悪い、あそこが悪いというふうな原因不明というふうな形で電気屋さんは何も知らないんだということを聞きましたですね。そういうこともやっぱり突きとめていただいて、しっかり調べていただきたいなと思います。

7年間というのは平成22年から開始してですか。もう一度聞くんですが、この平成25年から7年間ですか。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） まず故障の原因ですけれども、メディアトライのほうで原因結果の分析をお願いしておりまして、1件1件につきまして原因を調査するというところで、随時報告もいただいておりますという状況になっております。

それから、7年間ということですが、これは機器引き渡し後7年間ということでございますので、最初に導入した時期が4回に分かれております。一番最初に導入した機器につきましては、平成28年3月、一番遅く導入しましたもので平成29年3月というのが期限となっております。

議長（岸本義明君） 5番、小林健志議員。

5番（小林健志君） ということは、もう早い人でしたら2年あるかないかぐらいなことになるんでね、これは非常に心配だと思うんですけども、徹底してやっぱり調査をしていただいて、そのふぐあいが起きる前に調べていただくくらいの、いわゆる調査をしていただきたいなと、このようにお願いします。

通信につきましては、これで置かせていただきます。

続きまして、宝物のほうなんです、教育長の言われること、よくわかるんですが、非常に宍粟にも珍しいものがたくさんあるそうです。なかなか出していただけないと思うんですが、城下町で商店街があるのはこの山崎だけだそうです。これ全国です、非常に珍しいまちだというふうにも聞いております。また、姫路城のほうのお城のほうに展示してある、いわゆる古美術ですね、そういうようなものも宍粟からかなり出ておるといふふう聞いております。そういうふうな形でお隣の大原へ行きますと、宮本武蔵の出生の地というふうな形でいるんな展示品があるわけで、やっぱり歴史のまちとして、そういうふうな場所をつくるべきじゃないかなと思うんですね。

そのために、買うということになると、莫大なお金も要りますんで、たまたま私がそういう警察のほうへ行きましたら、いやもうこれどうも家では物騒で持っておれんのじゃと、どないどならんかなというふうな方がおられますんで、まだまだおられるんじゃないかなということで、こういう質問をさせていただきました。

そういう場所がいわゆる千種のほうに、たたらで新しい刀を打ってもらった展示の場所もあるんですが、できればこの山崎のほうにもあってもいいなという考えでございますので、そのことについて市長、どうですか、お伺いたします。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 刀につきましては、先ほど教育長が申し上げたとおり、これまでも数件そういった寄附の申し出がありまして、現在もたたらでありますとか歴史資料館でも展示をしておる状況であります。

刀に限らずいろんな古美術、あるいは美術品も含めて、そういったことのある意味の美術館があればいいわけではありますが、現状ではなかなか厳しい状況があります。中で御存じのとおり、財団法人で本多記念館等々があるわけではありますが、あそこは山崎藩の本多藩のいろんなものを収蔵されております。一部郷土館のほうにも展示もしていただいておりますが、現状は保管に非常に厳しいということで、今現在は一部本多記念館のほうに展示もなされております。そういうことも鑑みながら、将来にわたって大切に保存する部分もありますので、現状では新しい、例えば郷土館というものを建てるのはなかなか厳しい状況ではありますが、将来にわたっての少し検討課題と、このようにさせていただきたいと思っております。

議長（岸本義明君） これで、5番、小林健志議員の一般質問を終わります。

続いて、稲田常実議員の一般質問を行います。

2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 2番、稲田です。通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

宍粟市の実質公債費比率を見てもみますと、ここ何年かで少しずつ低くはなっているものの、財政状況は決して健全な状態ではないことは明らかであります。合併特例債が5年間延長されたものの、あくまで借金であり、必ずしも自治体にとって最大のアメでなく、合併に名を借りた建設事業の促進、公共事業の奨励策、借金を増やす見返りの支援策であり、今後も油断のならない状況であることに変わりはありません。

当市においても、まず、不必要であると思える無駄な経費の削減を図るとともに、市外から少しでも多くの収入を得ることが喫緊の課題と言えます。

その一つとして、例えば観光に力を入れることは、交流人口の増加により、まちの活性化には繋がりますが、安定した収入源ではないと考えます。これからは歳入の増加が見込める事業に力を入れ、税収を増やすには定住人口を増やしていかなければならないと考えます。つまり観光で地域を元気にし、福祉や医療、そして教育をどこにも負けない特色あるものにすることが定住人口を増やす唯一の手段だと思えます。そのことを踏まえた上で、質問いたします。

午前中も同僚議員の方から質問あったんですが、まず観光についてですが、関西広域連合の定例会議で2021年のワールドマスターズゲームズを関西に招致することが決まりました。この大会は、カヌー、ゴルフ等を含め概ね30歳以上のプロ・アマを問わない生涯スポーツ最高峰の国際大会です。現在、韓国、シンガポール等が手を挙げておりますが、実現すればアジアで初めての開催地となります。

ここ宍粟市でも、全力を挙げて誘致に取り組むべきであると思うが、市長の考えを問うということだったんですが、午前中にカヌーを誘致したいということをお聞きしたんですが、なぜカヌーを誘致したいと決められたのかと。兵庫国体でカヌー、柔剣道というのを宍粟市で行ったんですが、その流れが関係あるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それと、6月の一般質問でも触れましたが、宍粟市学生合宿促進事業補助金交付制度について、再度お伺いします。

この制度は、平成26年4月までのものとなっておりますが、スポーツ立市の実現を目指す有効な施策であり、今後も継続していく方向で検討するとの回答をいただいております。

しかし、今後見直していただきたい部分が少しあります。現在、市外の高校生、大学生のみが交付対象となっておりますが、スポーツ立市を目指し、観光の振興を促すのであれば、もっと幅を広げ、小中学生にまで対象者の枠を広げるべきだと思いますが、どうお考えですか。

次に、保育所の待機児童についてお伺いします。

今年6月の時点で、市内の保育所の待機児童はありませんでしたが、現在9人の待機児童ができております。民間の保育所はほぼ定員を上回っていると聞きますが、公立保育所は定員に満たないところがあります。公立保育所は若干の保育士の加配が認められているのに、どうしてこういう状況になっているのか、お聞きします。

最後に、福祉についてですが、市内の特別養護老人ホームは、現在100名以上の待機者が入所を望んでおられると聞きます。平成27年3月にオープンする予定の山崎町川戸の特別養護老人ホームも定員60床ということで、ある程度の解消は見込めますが、今後ますます増えるであろうか要介護者に対して、市としての取り組みをお聞きします。よろしくお願ひします。

議長（岸本義明君） 稲田常実議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） ただいま稲田議員さんから大きく3点の御質問をいただきおまして、私のほうからは、まず観光の関係を含めて御答弁をさせていただきたいと、このように思います。

先ほどというんですか、藤原議員さんからも御質問ありましたとおりであります。関西広域連合を中心として準備委員会と、それから国際マスターズゲームズ協会がいろいろ協議をなされて、11月10日に正式に調印がなされまして、2021年の関西での開催が正式に決定したところであります。このことについては、兵庫県知事が広域連合長としてそういった誘致に積極的に御努力なされた結果だろうと、このように思います。

また、関西圏域の中でもかなりの経済効果があると、こういうようなことも見込まれておるわけではありますが、一部府県ではそうではないんだという御意見もあるところではありますが、いずれにしても正式に決定をしました。

このワールドマスターズゲームズは4年ごとに開催をされておまして、30歳以上の成人あるいは中高年の一般アスリートを対象とした、いわゆる生涯スポーツの国際総合競技大会であります。今年開催されておりましたイタリア大会でも聞いておりますのは107カ国、約1万7,000名の参加があったと、このように聞いておりま

す。

2021年のこの日本大会でも約30競技行う予定と、このようになっておるところであります。

そういう中で、なぜカヌーをと、こういう御質問であります。御存じのとおり、兵庫国体のときにカヌーの大会、柔剣道、波賀町と一宮のスポニックで開催がなされました。特に、この国体のカヌーは引原川を使ったいわゆる川を下ったカヌーであります。今回、このマスターズでカヌーをしておりますのは、いわゆるフラットウオーターということで、平地でやろうと、こういうふうなマスターズの大会になっております。

特に、フラットウオーターが開催できるのは、いわゆるフラットのところでできるのは、この西日本では3カ所あります、宍粟市も含めて。石川県と香川県にあります。その中で1,000メートル級のそれぞれコースを持っておるわけですが、私は、国体を通じて宍粟市はあそこをカヌーのメッカにしようということで、これまでいろいろ投資もなされておりますし、あるいはそれを通じて地域の活力を求めていきたいと、こんな思いでこれまでもやられておりました。私はそれを引き継ぎながら、さらに2021年への市民の皆さんの夢、こういったことも踏まえて是非誘致をしていきたいなど、このように考えております。

さらにまた、現在いろいろ地元の伊和高校をはじめそれぞれ頑張っていらっしゃる選手もいらっしゃいます。いずれこのマスターズのほうにも利用する機会もあるかと、こんなことも含めて選手の育成であったり、地域の活性化に繋がればなど、こんな観点で思っておるところでありますので、またその節にはよろしく御支援をいただきたいと、このように思います。

2点目の学生合宿、この促進事業の関係であります。特に交流人口の拡大というのは先ほど冒頭おっしゃったとおりであろうと、このように思っています。一番いいのは、定住人口の増加と、こういうことではありますが、私は一つの手段としてやっぱり交流人口の拡大、これは観光という手法を使ってやるべきだろうと、このように考えております。

そういう中でも、スポーツを通じて交流を増やすということも大事な部分があります。先般の6月議会でも御答弁をさせていただいたとおり、この平成25年度末で本要綱はいわゆる時限立法でやっておりますので失効するわけではありますが、私は引き続きこの補助要綱を存続させていきたいと、このように考えております。

今、その協議の中で小学校あるいは中学校のスポーツ合宿の状況も調査しながら、

あるいはあり方はどうあるべきなのか、これはまた教育委員会とも十分青少年健全育成の立場からも検討を加えながら、また補助対象のあり方を含めて、今後前向きに検討を進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

そのほかの質問につきましては、担当部長等から御答弁をさせていただきます。  
議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） それでは、私からは特別養護老人ホームの待機者につきましての御質問にお答えをさせていただきます。

宍粟市におきましても、高齢者人口は年々増加しております、また、介護認定者も増加しております。

今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢を迎えることも念頭に取り組みを進めていく必要があるというふうに考えております。

御承知のように、今、国におきましては、介護保険制度の見直しが進められております。特に、特別養護老人ホームの入所要件としましては、原則要介護3以上の者に限定する案が今示されておるところでございます。今後、市といたしましても、この制度の見直しを踏まえまして、やはり高齢者ができるだけ地域で安心して暮らせるような取り組みや、今、御質問の中の施設入所待機者の対策も含めまして、今後、27年度をスタートといたします介護保険事業計画の策定に取り組んでおりますので、その中でいろいろと検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは、保育所の待機児童に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員からも御指摘ございましたように、現在9名の待機児童が出ております。これまではそういったことはなかったわけですが、こういったここに至る背景でございますが、保育所の入所の決定の状況から少しお話をさせていただきます。本年、今に置き替えますと、この12月2日から12月20日までの間に募集をしております。取りまとめをいたしまして、公立、民間の認可保育所の代表が全て一堂に会しまして入所の審査会を開催をしております。

御案内のとおり、保育所の入所基準というものは、保育士の数、それから施設の面積基準、こういったところで決まっております。そうした中で、やはり昨今は延長保育、就労の都合で時間を長く預かってほしいと言われる保護者の皆さんが多く



ございます。そうしたところは、宍粟市の市内の状況では民間保育所さんにその延長保育を担っていただいている現状がございます。そうしたことから、認可保育所、私立の保育所さんのほうから定員が埋まっていく、このような状況になってまいります。

そういう中で、やはり就労の都合でどうしても延長保育を希望される、公立の保育所では預けにくいというような方が最近増えてまいりまして、現状の待機児童が出てきたと、このような状況になっております。非常にこの部分については課題だなあというふうに思っております。

では、公立ではその部分が受け入れられないのかという視点もございまして調整をしておるわけですが、公立保育所におきましても、最初の入所児童の状況によって保育士を配置をしておりますので、年度途中で入所希望が増えていく状況の中で、公立保育所においても保育士を確保できないという現状が相まって、今回の待機児童の発生と、このようになっております。

なお、最後、御指摘の、それでは保育士の配置の基準が少し公立と民間と違うのではないかというような御質問もございましたが、保育士の配置についてはやはりそれぞれ民間と公立と少し違いもございます。といいますのは、先ほど申し上げました延長保育に係る部分については、民間保育所さんは保育士を配置をしておりますし、逆に特別な支援を要する子どもの部分についての配置については、少し公立の部分のほうが多く配置をしていると、このような状況もございます。といいますのも、やはりそれは入所児童の年齢あるいは子どもたちの様子によって、それぞれ保育士の配置状況が異なりますので、現在のような状況になっているということが現状でございます。

いずれにいたしましても、保育士の確保が非常に重要になっております。各方面にもお願いをして、何とか今努力をしておるわけですが、このような状態になっております。引き続き努力もしてまいりますので、また情報等もいただければありがたいかと、このように思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） まず最初に、観光についての先ほど市長の答弁をお聞きしまして、なぜカヌーを誘致したいかということはわかりました。カヌー競技を招致するのであれば、先ほど申しました学生合宿促進事業補助金交付制度を全国のカヌー部を持つ高校・大学等に案内し、宍粟市にはすばらしい競技の場があることを宣伝

しなくはなりません。

今年度、学生合宿で利用されているのがカヌーの部分で1件、昨年度は0件ということなんです。この辺の周知方法も徹底しなければいけないのと、早急に引原ダム周辺の駐車場等も現在整備されておらず、早急に御検討いただきたいと思うが、それらの準備についての考えをお伺いします。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） カヌーについての合宿の関係については、今後さらに啓発を進めていきたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なおまた、正式にこれからいよいよ、今、名乗りを上げたところでありまして、これからのいろいろな手順を追って正式に決まっていこうと、このように思っています。県の体育協会あるいはいろいろな方面に働きかけをしていきたいと、このように考えております。

そうなりますと、順次一定の予算も必要になってくるのかなあと、こう思っておりますので、それについては計画的に、年次的に進めていきたい。その一つには、駐車場整備も含まれるのかなあと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 学生合宿の補助金のことですが、先日、市長にお渡ししました資料を見ていただければわかると思ひますが、一民間の話なんです、対象となった高校・大学生の数に比べ、対象外の小中学生の宿泊施設利用者数は2010年では大学生と同数、2011年以降も全体の3割を占めており、決して少なくない人数であります。同時に、宍粟市では先ほどおっしゃったように伊和高校にカヌー部がありますが、スポーツは高校になって初めて全国レベルに達するほど甘いものではないと。よく御存じだと思います。是非小さいうちからカヌー競技に親しんでいただくためにも、やっぱり小中学生に対する制度の対象年齢の見直しをお願ひしたいと思ひます。これに関しては答弁はオーケーです。

続きまして、保育園の待機児童のことについて、再質問させていただきます。

公立の保育園の加配のあり方の検討を是非していただきたいと思うのと同時に、やはり公立保育園の職員配置、このあり方を民間にも適用できるように望みますが、それについて考えをお聞きします。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 最初の答弁でも申し上げましたように、一例を挙げますと、特別な支援を要する場、対応の職員の配置等にやはり私自身も少し違いがあるなあというふうなことを感じておりますので、詳細を調査しながら、やはりその部分については検討を加える、このように思っております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 今後、こども園に移行するため、国は施設型給付金の交付等により財源的誘導を行おうとしています。保育園の関係者にこども園に移行することのメリット等を現在十分に説明がなされているのか、お聞きします。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 保育園の関係者に、こども園の制度等の財源も含めたことが説明がなされているかということでございますが、御案内のとおり、地域の委員会でこども園の協議をしていただいておりますところには一定そういう説明はさせていただいておりますが、全ての、例えば山崎町内における保育所の保護者さんにそういった説明ができていくかということになりますと、それはまだできていない、今からそういうことの対応に迫られるのかなと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 現在の幼稚園・保育園等の処遇に対しても十分説明していただいて、納得した上で移行できるように行政として説明責任を果たしていただきたいと思っております。

最後に、福祉の関係ですね。老人ホームの関係ですが、昨日の答弁で市内の介護認定2以上の方が約1,300人いらっしゃるというふうに聞きました。さまざまな境遇の方がいらっしゃると思いますが、今後ますます施設に入所希望の待機者が増えるものと予測されます。これは理想かもしれませんが、介護者を受け入れる施設の改善もさることながら、今後は、介護認定の軽い方には施設のリハビリ等を充実して、社会復帰できるように指導していくことも大事だと思いますが、それについてはどうですか。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 今議員からありました昨日の答弁の約1,300人という数字でございますけども、これにつきましては、今、介護認定を受けられている方のうち、いわゆる認知症の関係、いわゆる生活の自立度の関係で軽度の認知症という部類に入る方が約1,300人あるということでお答えをしたものでございます。

また、おっしゃいますとおり、今、国で見直しを行われています、いわゆる特別養護老人ホームへの入所が原則要介護3以上ということになりますと、大きく制度が変わってきます。そういうことになりますと、やはり地域でどういうふうに取り組んでいくかのということも非常に大きな議論をしていかなければならないのではないかと思います。そういった観点も含めて、この前の委員会でも御説明させていただきました平成27年スタートの介護保険事業計画を策定するに当たり、それぞれアンケート調査も実施をさせていただいて、また、計画策定委員会も設置し、いろいろ議論していただきますので、その中で今後の取り組みについても、いろんな御意見をいただきながら、計画策定を進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 昨日も説明あったと思うんですが、介護認定の軽い方が重い方をみれるような、そういう相互社会をつくっていただきたいなと思います。

先月、委員会で富山県は部長も一緒に行かせていただいて、富山型デイサービスのすばらしさというものを知りました。この富山型デイサービスは高齢者も赤ちゃんも障害者であっても、そうでなくても、自宅のように日常生活を送ることができ、誰にでも利用できる方式です。この方式は、今は富山県だけでなく全国に広がりつつあります。

特に、宍粟市は空き家対策が問題となっております。何軒でしたかね、正確な数字ではないと思いますが。住んでない家屋は1,211軒ということで、是非そういった空き家や使われてない古民家等を利用して、富山型デイサービスの導入を検討していただきたいと思うのですが、それについてお伺いします。

議長（岸本義明君） 健康福祉部長、浅田雅昭君。

健康福祉部長（浅田雅昭君） 視察に私も同行させていただきまして、富山型デイの関係について勉強もさせていただきました。やはりこれにつきましては、指導者といえますか、それを運営される方々の大きな熱意というのも一つの大きな要因であるかと実感した次第でございます。

今からどういうふうな形で進めていくのかということも含めまして、富山型も参考にしながら、やはりそれを運営していただける方も必要でございますので、その観点も含めて、いろいろといろんな方面からの御意見もいただきながら、計画策定を進めていきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 視察先の話の中で、施設の要望と行政の補助の食い違いが浮き彫りになっております。行政は、施設の現場の事情というものがわかってないことが要因と考えられております。しかしながら、その富山県の場合は、行政による機能向上の助成は非常に手厚く、今後、当市も是非見習っていただきたいと、そう思いまして、それをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長（岸本義明君） 以上で、2番、稲田常実議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時30分まで休憩いたします。

午後 2時15分休憩

---

午後 2時30分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

鈴木浩之議員の一般質問を行います。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。一般質問を行いたいと思います。聞きたいことは山ほどあるんですけども、時間の制約もありますので、今回は大きく3点について質問をしたいと思います。

あと、私、半年ほどこういった議会と市とのやりとりをしているんですけども、まだまだわからない行政用語がたくさんあります。是非わかりやすいように御説明いただければと思いますので、その点お願いいたします。

まず1点目です。平成18年に策定された宍粟市の総合計画、またそれに基づく5年間の後期基本計画が目標年限である平成27年度をそろそろ迎えようとしております。

そこで、第2次総合計画の策定が計画、進行していると思いますけれども、これまでのまちづくりに対する評価、これを観光の振興、安心できる医療体制の充実、幼児教育の充実、これらは計画の中に掲げられている項目であります。その3点についてのこれまでの評価について伺います。

また、宍粟市の将来像について市長の考えをお聞きしたいと思います。

2点目です。平成26年度の予算編成方針についてお伺いします。

10月8日に予算編成方針というものが出されたと思いますが、新年度予算編成に対

する市長の考えをこの本会議の場で是非お伺いしたいと思しますので、お願いいたします。

最後、3点目です。これは9月議会で私ちょっとお願いしたことの引き続きなんですけれども、市職員の方の福利厚生というか、についてなんですけれども、具体的には職員の方、昼休みに休憩できる場所、これを確保していただきたいと。

市民の方は顧客であり、納税者であり、主権者であります。その方々の目の見えるところでの食事、仮眠、雑談、こういったことはやはり問題があるというふうに御指摘させていただきました。当然、保障された休憩時間ありますので、そのときに職場から離れられないというのは非常に午後の職務にも影響するかと思しますので、ちょっとそういった場の確保をお願いしたところ、ちょっと毎日チェックしたわけではないんですけれども、何度か昼休みに窓口近くを通ることがあったんですけれども、やっぱり改善されているというふうには思えませんでしたので、これまでの9月からの実績、また今後の対応についてお伺いしたいと思します。

以上、3点、1回目の質問を終わります。

議長（岸本義明君） 鈴木浩之議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えしたいなと思します。

同じように私もこの5月から半年がたったわけでありまして、さらに市民の皆さんが元気に毎日過ごしてほしいと、このように願っておるところでありまして、今後においても力いっぱい頑張っていきたいなと、このように思っております。

私もなかなかふだんから横着なほうでありまして、人間というのは非常に不思議なもので、常々考えておるわけでありまして、本来であればきっちり予習して、またその後復習して、あるいは事前準備もしてと、こういうことなんです。その場にならないとなかなかその考えに至らないということもあります。したがって、先ほどおっしゃったように、できるだけわかりやすくお答えをしていきたいということを常々思うておるわけでありまして、中には専門的な用語も使いながらということもお許しをいただきたいなと思っております。しかしながら、私も市民の皆さんにできるだけわかりやすくお伝えできるように、今後に向けても努力していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思します。

第1次総合計画の期間、特に後期計画に入っております。もういよいよ大詰めになっておるところでありまして、政策がどのように進んだ、あるいは評価はどうかと、こういう御質問であります。

特に、私はこの評価できる分野はこの間はやっぱり防災であると、このように考えておりました、とりわけ21年災害を経験した我が宍粟市にとっては、地域防災計画の全面見直しであるとか、あるいは支援制度の創設、あるいは自助・共助、こういった住民意識の醸成、こういうことがとりわけ成果があったのではないかなと評価をしているところであります。

学校教育の分野でも耐震化等の推進や小学校規模の適正化等、いわゆる安心・安全な教育環境の整備が進んでおると、このように評価をしております。

それから、お尋ねの観光の振興あるいは医療体制、幼児教育、まちづくり指標を中心にした評価、こういうことでありますが、まず、観光であります、これまでもいろいろ申し上げておりましたが、とりわけ観光基本条例の制定がなされました。それから、それを踏まえて観光基本的計画の策定がなされたところであります。それを具現化しようと、こういうことで、現在は実施の段階になっておると、こういうことでありまして、いわゆる理念ができ、計画ができた、これから具体に入っていくということですが、まず、そういった考え方の整理ができたということについては、一定指標としてもなり得る評価ではないかなと思っております。

それから、まちづくり指標については、特に平成23年度の観光客の入り込み数は、25年度目標を前倒しで達成したことから、昨年度、25年度、27年度の目標値を上方修正したというところでありまして、市民や事業者の方々と連携しながら、今後より一層できるだけたくさんの方に宍粟市にお越しをいただけるような新たな観光振興を推進していく必要があると、このように考えております。

2点目の医療体制の関係であります、現在のところ、まちづくり指標においては、目標値に対し、未達成な指標があるわけでありまして、特に医師の確保に向けて僻地拠点病院や基幹型臨床研修病院の指定、今年度は日本内科学会教育関連病院の指定など、若い医師の受け入れ体制を着実に整備しております。そういった指定を受けることによって、先ほど申し上げたようなことが進んでおると、こういうことであります。

また、非常に整形外科医のことについては、市民の皆さんも危惧をされておるところでありまして、現在交渉を進めておるところであります、来年の2月ごろには一定の報告ができるであろうというふうには思っております、今現在、順調に私は進んでおると、このように思っております、現段階では、こうこうこういうことについては御報告申し上げられませんが、そういう意味では一定の指標に近づきつつあるのかなあと、このように考えております。

さらに、総合病院を含めて経営改善を図りながら、医療体制の充実に向けて取り組みを強化していきたいと、このように考えております。

3点目の幼児教育の充実、このことにつきましては、これまでもいろいろ御議論いただいております。こども園再編の実施校区をまちづくり指標に設定をしております、平成25年度目標値を2校区としておりますが、現在、千種中学校区において、平成27年度開園に向け4者協議を行っているところであります。

また、関係者評価実施率、それでは市内30園所のうち、公立の16幼稚園で評価を実施しております、その結果については地域住民や保護者等に公開をしておりますが、5保育所については今年度取り組むこととしておるところであります。それぞれのまちづくり指標に基づくところの評価等であります。

次に、宍粟市の将来像、特にコンパクトシティについて、市長の考えをお尋ねすると、こういうことではあります、常々申し上げておりますとおり、宍粟市の課題というのは明らかに三つでありまして、少子化と高齢化と過疎化であると、このように私は認識をしておりますが、そのためには次期の総合計画におきまして、人口対策が最重要課題と、このようには考えておりますが、このまま人口減少が続くとすれば、将来へ向けて宍粟市そのものの持続が憂慮される事態であると、これはどなたも同じであろうと、このように思うところであります。

市内企業への就職の促進でありますとか、あるいは経済の市内での循環、その促進、あるいは観光による交流人口の増加であるとか、さらにまた安心できる医療や教育環境、それらを通じて子育て支援、それらを各分野を横断的に捉えながら、総合的な施策展開が必要だろうと、このように考えておりました、そのことを通して市民の皆さんが住んでよかったなと、これからも住み続けたいなと、そう思っただけのような宍粟市を目指していきたいと、このように考えております。

なかなか企業誘致でありますとか、この人口の減少問題には簡単に対策を講じるというは口では言えるんですが、なかなか厳しい状況は現実としてあるわけですが、積極的に努力をしていきたいと、このように考えております。

そこで、議員御質問のコンパクトシティ、いわゆる集約都市ということではあります、インターネットやいろんなところへ国交省もいろいろ配信をしておりますが、今後私は研究をしていくテーマかなあと、このように考えております。

国交省が示しておるコンパクトシティというのは、都市化、都市機能の近接化というのか、我が宍粟市とは少し違うのかなあと、こう思っております、いわゆる中山間地のこのような広大な面積を有しておる、またさらには農地であるとか、山



林とか、そういう宍粟市にはなかなか国交省が示しておるそのコンパクトシティの理念にはなかなかおぼつかないなど、このように考えておるところであります、しかしながら、老朽化した公共施設でありますとか、あるいはいろんな施設の再編、このことについては、私は市民の利便性を図る上で当然考えなくてはならないと。人口が減っていき、その中で効率的なサービスを提供するにはどうあるべきか、どういったまちがいいのかなあと、こう考えたときに、ある意味の複合的な施設をつくっていく必要があるのかなあと、こういうふうに思っています。

そういう意味では、旧町域を中心にしながら、しかもまた旧町域の中心をいかに核にしながら、コンパクトなまちをつくっていくという、こういう考え方が私はこれから大事な考え方の一つではないかなと、このように考えておりました、人口減の社会に見合った宍粟市ならではのまちづくりを進めていく必要があるのかなあと、このように考えておるところであります。

2点目の予算編成の考え方でありますが、これまでも先ほど来いろいろお尋ねのところ、お答えを申し上げたところではありますが、特に予算編成方針でもお示しをしておるとおりであります、職員数の削減による人件費の抑制であったり、あるいは繰上償還の実施など、着実に財政健全化に努めてきた経過はあるわけですが、普通交付税の縮減がいよいよ平成28年度から始まります。平成33年度には一本算定になると、こういう状況を見据えて本当に今、何をやらなければならないのかということ念頭にしながら、職員に向け、私の考えをその編成方針でお示しをしたところあります。

特に、宍粟市が持続可能な行政運営を行うために、本当に何を優先して施策を実施していくかは十分判断をしながら決定をしていきたいと、このように考えておるところであります。

しかしながら、地域の皆さん、市民が元気になっていただかなくてはなりません。そういう施策のための編成方針では「選択と集中、生き生きとした地域の創造」を掲げておるわけですが、特に市民の皆さんと一緒に、またさらに市民の皆さんにも自主・自立に向けた創意工夫、こういうことをしていただく、そのための支援、そういった方向に私はかじをとらなければならないと、このように考えております。その環境づくりのために来年度に向けて地域創造枠予算と銘打って各部局に施策提案を今求めておるところであります。

一方では、学校規模適正化でありますとか、幼保一元化の推進のほか、公共施設整備や社会資本整備面では、つくるという概念から守るという概念への転換が必要

だと考えておりますので、市民の皆さんの理解が得られるよう、引き続き努力しながら、その方向で取り組んでいきたいと、このように考えております。

いずれにしましても、財源に限りがある中で、施策の優先順位を含めて事業を選択していかなければならないと、このように思っております。地域課題もたくさんあるわけでありますが、着実に一步ずつ解決しながら、身の丈に合った行政運営を展開していくためには、一年一年前進していく、まず第一歩として平成26年度の予算編成に当たっていききたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

その他の御質問については参事からお答えをさせていただきます。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

鈴木議員のほうから9月議会におきまして御提案をいただいております昼休みの職員の休憩のことについてでございますけれども、今時点で結果が出せてないことについては誠に申しわけなくも思っております。現在の取り組み状況と今後の見込みにつきまして御報告をさせていただきたいと思ひます。

10月に職員の方が昼休みにどのような休憩をとられておるかということで、ちょっと実態の調査をさせていただいております。本庁舎におきましては、163名の方、北庁舎では61名の方が自席で食事をとって自席で休憩されているというのが状況でございます。そのために、この人数を現在の休憩室で対応していくというのは困難な状況でありますけれども、議員御提案のありました会議室の一部を職員に開放する方向で検討を進めております。本来の会議利用との調整でありますとか、鍵のあけ閉め、食事後に残るにたいの問題とか、いろいろと課題もございませうので、今そういったことにつきましてのルールを少し検討させていただいております。できましたら来月ぐらいからスタートさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） じゃあ、再質問をさせていただきます。こちらが質問した順に追って繰り替えさせていただきます。

総合計画、この冊子が10年間の基本計画になるんですけども、こちらが5年間、これは平成23年度から27年度、後期の5年間の計画で、先ほど言った観光の振興に関しては、まちづくり指標ということで、観光客入り込み数ということが指標に載っております。先ほど市長からの答弁の中で、平成25年度の目標をもうクリアして

いると、上方修正したということで、具体的にはここに書かれているのは、平成25年度の目標値113万人、これを上回っているという実績というふうに伺いました。これまで総務文教委員会でもいろいろそういったいろんなイベントの成果であるとか、そういったところを聞いてきたんですけども、この入り込み数の算出方法というか、どうやってこれカウントしているのか、実際にはいろんな場面で主催者発表ということで、実態とはかけ離れた大きな数字が発表されていたりということも事実として、そこに加担してしまった部分もありますので、実際どういうカウントの仕方をしているのか、これがまちまちであると実際に成果があった、なかったということがはかれなくなってしまうので、そのあたり具体的な手法、何かあれば教えてください。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） お答えをいたします。議員のほうから具体的にこの入り込み数のカウントの手法についての質問でございます。

この調査につきましては、県を通じて数字はそのまま国のほうへ行っておる数字で、国のほうでは統計等に使用されるんじゃないかなというふうに把握しております。

具体的には、市内の温泉あるいは宿泊施設、スキー場、自然環境の景勝地、それからさまざまなイベント等々、25カ所といたしますか、その25施設について入り込みについて調査累計をした数字を使用させていただいております。個々の施設につきましては、可能な限りの数字が出るところもでございますけども、先ほどありましたように、どのぐらいイベントに来ていただいたかなということの数字も実際には報告をさせていただいておるといような状況もございます。ただ、25カ所、あるいは報告等については変更はございませんので、この数字はずっと使用させていただいておると、調査については同じ方式でやっておるといことでございます。

個々の入り込みにつきましては、特に今年からは、例えばもみじ祭りでありますとかカウントを1時間に10分ずつしていこうという具体的な入り込みも調査をしていくように改善をしておりますし、今後ともそういう方向で効果を調査をしていきたいという方向を持っております。

参考までに、21年の大災害、それと昨今29号線の疲弊といたしますか、交通量が減っておるといことで非常にいい条件ではない中なんですけども、指定管理の波賀町の施設でこの間上半期の数値の報告がございました。このような状況の中でも前年に比べて上半期の入り込み利用者は増えておるといような状況の報告も聞いて

おります。これは事業者あるいは市民、市、それぞれが一体となった基本計画の具体化等々が成果が出ておるのではないかなということも一つ私たちは理解をしたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、そういう25カ所の入り込みの数字を集計した数字を挙げさせていただいております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 是非統一したカウントの仕方で正確なというか、統一した基準を持っていただければと思います。

あと、予算の使い方に関してなんですけども、6月議会、9月議会、どちらとも補正予算で観光振興にかかわる増額補正がどんどん上がってくる状況です。委員会でも申し上げたんですけども、これはもうあくまで当初予算の計画の中で実行すべきものだというふうに考えます。実際その原因というか、をたどりますと、やっぱり無計画というか、ちょっとその場しのぎのという感じがどうしても否めないんですけども、そのあたりの認識、担当課としてどうでしょうか、お願いします。

議長（岸本義明君） まちづくり推進部長、西山大作君。

まちづくり推進部長（西山大作君） 議員御指摘のことにつきましては、この間12月の補正予算でも御指摘をいただきましたとおりであります。おっしゃるように可能な限りは当初予算の要求時点、平成26年度ですと、今の時点で可能な限りの向こう1年間の予測をして、事業計画なり予算を要求するというのが基本的な地方自治のスタイルではおっしゃるとおりでございます。

しかしながら、観光につきましては、時と場合によれば、市民の方々、団体あるいは外の取り巻きからいろんな情報、振興施策等が入ってきまして、急にそれに対応せざるを得ない、せざるを得ないといいますが、それに対応することが効果があるというようなことも判断をする場合が多々ございます。やはりそういう場合には議員さんの御了解をいただいて、補正予算で対応させていただきたいということもございますので、その線引きは担当としてもきちっと整理はしたいと思っておりますけども、一定は御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） あと観光については、基本計画の中でまちづくりアンケートの調査結果というようなものが載ってまして、市の観光振興の取り組みについて評価している市民の割合、これ平成22年度28.4%、非常に少ない方からしか認められ

てないというふうに思います。是非このあたりも頑張っているなというか、一緒に頑張っていこうという機運を高めるためにも、このあたりの数値も今後追っていただいて、是非市民と一緒に取り組んでいければというふうに思います。

では、次の医療体制の充実について、質問をさせていただきます。

平成24年度の決算のとき、病院会計決算の認定、私、反対させていただきました。その理由として、やはり計画の中に書かれている病床利用率、あと一日の平均外来の患者数、これが大きく目標を下回っています。これは、それだけ病院にかかる方が少なく健康だということでは、今の状況ではないと思います。やはり医療を求めている方に対して十分な医療が提供できていない、つまり安心というところに繋がっていったいないというふうに思っております。

実際、こういった状況、目標値でいけば、平成21年度から27年度まで病床利用率でいけば67%、77%、79%、81%と右肩上がりに上がっていくという目標を設定されています。一日平均の外来の患者数もそうです。こういった状況の中で、もう一度今後安心できる医療体制の充実、こういった方策があるのか、市民の方が安心していただくためにも具体的にもう一度答弁をお願いします。

議長（岸本義明君） 総合病院事務部長、広本栄三君。

総合病院事務部長（広本栄三君） 失礼します。市民の皆さんがうちの病院に望まれていることの中で、今できてないということがございます。それはやはり先ほど市長が申しあげましたように整形の患者さんですね、手術ができないことによって姫路のほうの遠く離れた病院のほうに行っている。それから、眼科の手術もできてない。この二つが大きな要因かなというふうに思っております。

ただ、昨年度の病床利用率が下がっているのは、どこのところも統計的には一緒なんです、去年はどこの病院も病床の入院患者数が減っていると。これは気候的なこともあったり、いろんな要因があるのかなというふうに考えております。

それで、特に私たちが病院として考えておりますのは、やはり整形の患者さんをうちの病院で入院していただく方策をとろうということで一番に今のところ努力をしております。この間、大阪医科大学のほうと協議も十分させていただいて、兵庫県が間に入っていて、それで寄附口座をやっていくというような話が今現在ずっと進んでおります。市長のほうにも大阪医科大学の理事長なり学長、また整形の先生、リハビリの先生にも会っていただいて、非常に大阪医科大学のほうも前向きに考えていただいて、先ほど市長のほうから言われましたように、2月ぐらいにはよい報告ができるだろうということも言われました。軽度骨折程度なら、うちで

できるような感じになるのかなというような形で、今現在話を詰めているところでございます。

それから、もう一つ大きな課題は、やっぱり内科の先生が今6人いらっしゃるんですが、平均の年齢が60歳ということで、今の医療の体制が保たれるのかと、今のままでね。ですから、非常にこの内科の先生についても大きな課題がございます。病院としましては、やはりお医者さんから選んでもらう地域をつくっていかないと。お医者さんに来てください、来てくださいと大学訪問しても、またインターネットとか業者の紹介のお医者さんをいくらお願いしても、これはなかなか来ていただけない現状がございます。それから、一匹狼で飛び込まれる先生が来られても、やはりいつおられなくなるかわからない、非常に不安定な中で先生方に勤めていただいておりますので、やはり安定した体制をつくっていかんとあかんと。

そこで、この間臨床研修病院ということで、うちの病院で2年間研修をしていただくと、若い先生にね。その研修を先生方がマンツーマンでやっていただくと。そのことによって、その研修生と先生方の繋がりの中で、やはりうちの病院にそのまま残ろうと。一旦出てもまた帰ってきて、うちの病院で勤めようと、そういうような仕組みいうんですか、そういう信頼関係の中でお医者さんを増やしていこうと。先生方も非常に頑張っていておまして、近年では兵庫医科大学の初期研修医を今年は9名受け入れをさせていただきました。また、後期の研修生を1名受け入れをさせていただきました。それから、自治医科大学から基幹型の研修生を今年1名受け入れております。来年度からはこの基幹型研修医が3名になるというような状況であります。若い先生方から非常にうちに来て研修しようというような機運が今現在高まっていると。非常に手応えは感じているところでございます。こういう中で今後とも頑張っていきたいと思っております。

以上です。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 今お話があったとおり、医療体制が充実しているまちイコール住みやすいまちだと思いますし、住みやすいまちに先生も暮らしやすかったり、研修しやすいという、その相互作用はあると思いますので、是非病院だけということではなくて、やはり住みよいまちづくりというところと一緒にやっていただければというふうに思います。

では、3点目の幼児教育の充実について、再質問させていただきます。

これは、まちづくり指標、先ほどこども園の再編実施コースであるとか、外部評

価実施率等については、先ほど市長のほうから教えていただきました。平成25年1月付で出されているこの「しそうこども指針」についてになるんですけども、実際にはこの中で3歳児からの幼児教育、これに取り組むということが明記されています。ただ、認定こども園という受け皿というんですか、ハードというんですか、そういったものが計画の中では全市で整備されるまで、まだあと、平成30年という予定ですけども、ちょっと遅れているということも考えて、まだ長い間全市で整備されということは難しいのではないかなというふうに思います。

実際には、3歳児からの幼児教育、これを認定こども園が整備されるまでの間、当然3歳児はどんどんいるわけです。そういったところをどのように対応していくか、お考えをお伺いします。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 御質問の3歳児に係る幼児教育の部分ですが、先ほど議員も御指摘のとおり、現在のところ、認定こども園から3歳児の幼児教育を普及していこう、この3歳児からの幼児教育が正式に歩みを始めるということは宍粟市にとっては初めてのことでございます。少し時間もかかるのかなと思いますが、現在のところ、そのように考えております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） そうですね、認定こども園で3歳児からの一体的な教育ということをしていろんなところでおっしゃっているんですけども、実際に受け皿を整備しなければ進まないのかどうか。実際にこども指針では、つい最近です、平成25年の1月です。そこでは、そういったことは関係なく3歳児からの幼児教育を進めると、取り組むと明言されているんです。現在、保育所、これは親御さんが働いていらっしゃる方、3歳児は入っていると思います。ただ、働かれてない親御さんの3歳児、この方は今受け入れるところがありません。実際にこの後、何年かかるかわかりませんが、その受け皿ができるまでの間の3歳児、ここはどう考えているのか。これは教育長、教育部長ということよりも、教育委員会がどのようにこのあたりを考えて議論をしているのか、そのあたりを教えてください。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 教育委員会の議論の内容でございますが、具体のその認定こども園以外の3歳児について、どういう取り扱いをしていくか、詳細の議論にはまだ至っておりません。御意見をいただいておりますように、保育所においては3歳児もお預かりをしております。しそうこども指針もつくって、それ

のほかにゼロ歳から5歳までの発達段階に応じた子どもたちのあり方、こういったものも民間あるいは公立の先生方でつくり上げたものもございます。その中にも3歳児と位置づけておりますので、詳細については今後の検討になってこようかなと、このように思っております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ここで事を荒立てる気はないんですけども、つい最近、波賀の行政懇談会で、市長のほうでそういった認定こども園を導入しないという決定をしたことで、3歳児からの教育を受けられない子どもたちはかわいそうだというふうにおっしゃったんです。実際には、申しわけないですけど、それは市民に対する恫喝というか、おどしに聞こえました。別にそういう意図がある、ないとか、そういったことを本心で思っていらっしゃるとも思いませんが、やはりそういったところで、実際には3歳児教育、一方で進めていく、取り組むと言っておきながら、その箱が、受け皿ができるまで進めない、ここはやはり政策の矛盾があると思います。そのあたり、政治的中立ということでは、市長にこのことを伺うこと自体が問題かもしれませんが、市長が行政懇談会でそのあたりおっしゃってましたんで、市長の考えをちょっとお伺いしたいんですけども。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 波賀の行政懇談会で御質問が出たのは、こういうことでありました。議員もいらっしゃったんで、あえてであります。野尻幼稚園について、現在、週5日で3歳児保育をやっておると、教育をやっておると、こういう状況でありまして、今度波賀幼稚園にみんな行きたいんだと。そういった場合については波賀幼稚園も今、週3日をやっておるわけでありまして、3歳児教育について。野尻と同じように週5日間やってほしいと、こういう御質問でした。

そのことに対して、私は、現段階では幼稚園の統廃合ということについては考えておりません。いわゆるゼロ歳から5歳までのこども園という形で今進めておるんだと。その中での3歳児教育はこれは当然あるわけでありまして、私は幼稚園の統合という概念の中では進めておりません。したがって、今、野尻幼稚園で受けられている保護者の皆さんが波賀へ行きたいんだという選択をされるとしたら、それはいわゆる区域外就園という形になるのかなあと、こうお話をさせていただきました。したがって、その場合については、現在の波賀幼稚園の就業規則にのって、そのとおり進めさせていただきたいと、このような答弁をしたところでありまして、私は決してこれからの将来に向かって3歳児教育を否定する、こういう考え方はあ



りません。是非宍粟市の子どもたちがゼロ歳から5歳、それぞれの役割において教育、保育が受けられるように一日も早い環境を整えていきたいと、このように考えておりました、そういう意味では2年間凍結という話をおっしゃいましたので、今の子どもたちにとっては1年1年大きくなりますから、私はある意味でかわいそうだと、こういう表現をさせていただきました。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） それ以上蒸し返すつもりないんですけども、やはり発言等は気をつけていただかないと、やはり市民の方はおびえていらっしゃるといえるか、やはり非常に打ちひしがれているというのがありますので、是非気をつけてください。

3歳児教育、教育委員会のほうでしっかりと議論いただいて、是非先ほど言った波賀が3日、野尻が5日、これを波賀に区域替えすると3日になると。これは野尻の子たちにとってはサービスの低下にあります。是非そちらに合わせるのではなくて、全市の幼稚園で3歳児教育を進めるぐらいのつもりでやっていただければというふうに思います。

では、次に、これからの宍粟市の将来像についてお伺いします。

9月議会において、同僚議員の一般質問のお答えの中で、コンパクトシティという言葉、これは市長の口から初めて聞いたわけですが、私は何回かいろんなところで聞いていたんですけども、それでいろいろな文献なりを調べてみました。コンパクトシティと一概に言っても、やはり地域の実情であるとか、そういったところできているいろいろな手法があります。当然うまくいっているところ、うまくいっていないところ、そういったところもあります。具体的に先ほど答弁の中であつたかもしれませんが、いわゆる市長がおっしゃるコンパクトシティというのがどういうものなのか、具体像を、もしあればお聞かせください。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 私自身の考え方のところの整理であります、コンパクトなシティというのは、いわゆる今、宍粟市は非常に広大な面積を抱えておりました、しかも人口減少、高齢化、過疎化が進んでおります。そういった中で、一定公共施設も含めていろんな意味の施設、人が生きていく上での必要とする施設はできるだけ集約したほうがいいだろうと。そこへ行けばいわゆる病院から買い物から銀行から全てがあるんだと、こういうことのまちづくりをしていく必要があるのかなあと、このように考えております。

そうすると、今の現状を考えますと、じゃあ、そこへ行く足はどうなのかという

ことになるんですが、そういう意味では公共交通のあり方も大きな課題であると、このように捉えまして、私はそういうことも含めながら、これからのまちづくりはその方向を向いていかないと、宍粟市はなかなか難しいのではないかなと、こういふことで、本来のコンパクトシティ、冒頭申し上げたとおり、国交省等々が言っているのとは少し違うんですが、私はこの地ならではのコンパクトなまちをつくっていく、こういうことが大事だと、このように考えております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ありがとうございます。これは私の責任というか、私の後悔なんでありまして、6月議会でちょっと感情的になって、実は市長、副市長の発言の取り消しをお願いした部分があります。実際には、なぜコンパクトシティという言葉にひっかかって質問をするかということも含めてなんですけども、ごめんなさい、ここも蒸し返すつもりはないんですけども、訂正によって議事録からその言葉が削除されていますので、ここでもう一回乗っける意味でも言わせていただきます。

ある議員の一般質問に対する答弁の中で、副市長が「過疎の条件をクリアした地域が過疎債の恩恵を受ける」、このようにおっしゃいました。あと、市長が「宍粟市全体の人口減少を山崎町が食いとめている」というふうにおっしゃって、この二つの言葉、非常に問題があると思って、私発言の撤回を要求した次第です。

実際には、過疎地域自立促進特別措置法、これが過疎債とかそういったところ、過疎の定義であるとか、うたってると思うんですけども、過疎の定義として、一応読み上げます。「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じる」、これがその法律の目的であります。で、地域格差の是正、これに寄与することがということが目的になっています。

もう一度お伺いします。実際に市長、副市長等の過疎地域に対するお考え、もし具体があれば、お願いします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 過疎地域に対する見解でございますが、それは特別措置法の趣旨そのものでございます。具体的には、宍粟市には今現在、旧の波賀町と千種町、これが過疎地域に該当しているということで、その地域に合ったやはり特色を持った振興を図るために、そういった対策を講じる必要があるという認識をいたしております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） それを聞いて安心したというか、しっかりと特別措置法の趣旨も含めて認識いただければと思います。

あと、また市長が自治通信社のインタビューに、市長就任後にお答えになっているかと思うんですけども、その中で「宍粟市は県内で2番目に面積が広い」と。「限界集落も多く、集落の維持も年々困難さを増している。そんな中、根本的な解決策として点在する公共施設を集中させ、コミュニティバスを市中心部で走らせる」というふうにインタビューに答えていらっしゃる。この市中心部ということ、これのことをどういうふうに捉えていらっしゃるのか、見解をお伺いします。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） インタビューを受けたわけではありますが、前段言われた大きい、あるいはそういう限界集落と言っているのは事実であります。その市の中心部という表現をしているかどうかはちょっと私も定かではありませんが、私は、これからコミュニティのいわゆる公共施設のあり方は常々申し上げておりますとおり、根幹は私はやっぱり市内循環的なことが必要だろうと。というのは、山崎から一宮、波賀、千種回って循環できる、そこに枝をどう繋いでいくか、私は常々そう考えておまして、決して市の中心部だけを走らすのはコミュニティバスだと私は認識しておりません。そのように私は多分お答えをしておると思うので、表現はちょっと確認しますが、そういう考え方があります。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 是非確認していただきたいと思います。これがもし今おっしゃったことが真意であるとするれば、誤解を招く表現かと思しますので、御確認ください。

あと、先ほどの過疎地域自立促進特別法の関係と幼保一元化の関係なんですけども、ちょっとその法律を見てみますと、特別措置法の12条の中に、「幼保連携施設の整備に過疎地域自立促進のための地方債を充てることができる」という明記があります。実際に今整備されようとしている認定こども園は、どう考えても幼保連携型ではなくて、保育所型、つまり保育所型といいますと、認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園として機能を果たすタイプではないかというふうに私は思っております。

この過疎債と幼保連携型の整備、ここに何か関係等があるのか、考えをお聞かせください。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 宍粟市が目指しております認定こども園につきましては、あくまでも幼保連携型施設、すなわち社会福祉法人の保育所が運営母体となる場合でも、幼稚園認可をとっていただく、すなわち幼保連携型の認定こども園を目指しているところです。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） すみません。過疎地域自立促進法の12条との関係は何かあるんですか。お願いします。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 施設については今教育部長が申しましたように、そういうことでございますので、私らの今の見解では過疎対策の有利な過疎債、これが当然使える施設であるというふうな認識をいたしております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 昨日、合併特例の話が質問の中で出ましたけども、これ過疎債を使えるのは幼保連携型だけだという法の解釈なんですか。僕、ここはちょっとわからなかったんですけども、保育所型、幼稚園型、いろんな認定こども園があるんですけども、それと過疎債の関係、何か情報というか、があれば教えてください。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 先ほどの認識のところで申し上げましたように、過疎債、これは地域の活性化、振興を図ることでございまして、連携型であろうが、幼稚園の連携といいますか、そういうようなものについても、どちらでも振興に役立つという理解でございますので、協議の上で十分過疎債の対象になるということには思っています。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） すみません、私が聞きたいのは、過疎債が連携型で使えるから連携型にしているのかということです。

議長（岸本義明君） 教育委員会教育部長、岡崎悦也君。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 宍粟市が目指しております先ほども申しました幼保連携型の認定こども園、目指す理由としては過疎債が使えるから、幼保連携型の認定こども園を目指すということではなく、保育所の機能と幼稚園としての十分な機能を備える、そのために幼稚園の認可もとるということを、私どもが目指し

ますこども園の基本にしております。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） ごめんなさい。もしあれでしたら、私の勉強不足だと言っただけであればいいんですけども、例えば保育所型、幼稚園型という選択をしたときに、過疎債の対象になるかどうかというのはどうなんですか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 有利な合併特例債とか過疎債、この活用につきましては、市長も当然でございますが、その有利な起債があるから施設整備をするという観点ではございません。市が方針として必要性がある施設、それにたまたま有利な制度があれば活用するという考え方でございますので、今、先ほど申しましたように、どんな格好でも地域の振興が図れる、例えば幼保こども園、それについては活用ができるという理解をしていただいたら結構かと思えます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） はい、わかりました。なぜそういったことを聞くかと申しますと、昨日、合併特例債の質問があったんですけども、合併特例債は市内全域で使える有利な起債という言葉はちょっと僕自身納得感はないんですけども、有利な起債です。一方、過疎債は過疎の指定を受けているというか、波賀であるとか千種、そこに使えるものだと思いますが、これまでのそういった起債の傾向、半年間ですけども、見てみると、どうしても波賀、千種に関しては過疎債、それ以外の地域で合併特例というような、何かすみ分けのような感じがするんですけども、そのあたり方針とか、合併特例債の本来の起債の趣旨とそれだとちょっと食い違ってくるかと思うんですけども、そのあたりの見解、何かあれば教えてください。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） 先ほど申しましたように施設整備計画をつくるに当たりましては、まず何か必要か、それを検討いたします。したがって、その施設整備に必要性が決まりますと、次に、何の財源が一番市全体として有利かという見解の中で、例えば波賀とか千種では過疎債が使えるということになれば、全体の計画の中でそれを活用をするということでございますので、この財源があるから、ここではこれをしようというのは逆でございますので、御理解願いたいと思えます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） はい、わかりました。

では、次の予算編成について、お伺いします。時間も迫ってますけども。

先ほど言った方針の中で「選択と集中、生き生きとした地域の創造」に重点を置いたというのが一番の下線部、太字のところだと思うんですけども、実際には方針、私が市の職員であったならば、こういった方針を出されてもなかなか自分たちで選択、集中とかというのはできないと思います。実際にはどう選択して、どこに集中するか、これが方針ではないかと思うんですけども、そのあたり具体的なお話というか、方針があれば教えてください。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 先ほどありました質問でもお答えしましたけれども、今各部にはスクラップ・アンド・ビルドというのを基本として予算要求を求めておまして、必要性の乏しい事業等の見直しを求めております。

ただ、各個別の部局では、部局の目でしか判断できないところがございますので、その部分を企画総務部のほうで横断で査定をする中で、再度その必要性を考えながら査定をしておるということでございます。

重点事業につきましても、新規事業につきましても、そういった観点の中で全体横断で査定しておるというのが状況でございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木浩之議員。もう時間がありませんので、短くお願いします。

1番（鈴木浩之君） はい、わかっています。では、そういったところで是非選択と集中、財源もどんどん厳しくなっていく中でお願いします。

最後に、職員の休憩の場所について、前向きに検討いただいてありがとうございます。実際に、職員の方、今の昼休みの過ごし方、それを望まれているのであれば、こっちが余計なお世話だという話なんですけども、実際、職員の方の要望とかニーズみたいなのはどういったふうに把握されているか、そこだけ最後に教えてください。

議長（岸本義明君） 参事兼企画総務部長、高橋幹雄君。

参事兼企画総務部長（高橋幹雄君） 職員の方からは、今のところ、今の状況について不満、不平があるといったことは聞いてはおりません。

議長（岸本義明君） 以上で、1番、鈴木浩之議員の一般質問を終わります。

続いて、林 克治議員の一般質問を行います。

15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 15番、林でございます。議長の許可がございましたので、一般質問を行います。

9月のときもちょっとかぜひいとるで、お聞き苦しいところがあるかもわかりませんと言ったんですが、今回もまたかぜをひきまして、申しわけないです。時間も大分押し迫っておりますので、簡単に質問させていただきます。

まず、私からは道路網の整備についてと、それからごみ袋代金について、2点について質問させていただきます。

道路網の整備についてなんですけれども、宍粟市は鉄道がないというようなことで、自動車が唯一の交通手段でございます。それで、自動車を運行するには道路網の整備は最大の重要課題であって、行政課題でもあると思います。

そこで市内の幹線道路というのを見ましたら、国道とか、それから主要地方道、それから一般県道、その幹線道路はほとんど国や県の道路でございます。その路線についても一部未開通とか未改良区間が残っておりまして、それぞれ路線ごとに改良促進協議会をつくって国県等に要望を行いまして、順次改良が進んでおるところなんですけれども、なかなか国県に予算がなくて、全線が早期に改良が進んでおるとい状況ではございません。

そういう中で、特に私が5月の選挙で市内全域、回ったんですけれども、特に主要地方道、養父宍粟線、これの旧繁盛村ですか、その入り口から繁盛小学校の間、かなり狭まうございました。大型車が来たら広いところで待つかんとかわせんような道でございます。それと、同じ一宮町のほうの加美宍粟線の染河内地内、今、能倉のところまでは整備計画ができて整備されるようなんですけれども、そこから大河内町のほうへ抜ける集落がある間ですけれども、ここもかなり幅員が狭うございます。この路線について、えらいほかの地区とは格差があるなと思いました。それで、この路線について、要望もしておりますけれども、市の基本計画における位置づけや取り組み、今後、県のほうがどういう計画をしておるのかという展望について、お伺いしたいと思うんです。

それから、もう一つ、養父宍粟線の繁盛地内、これ国道429と重複しておる路線なんですけれども、これ429の関係でここもそうなんですけれども、特に429で志引峠、千種から岡山のほうへ抜ける峠があるんですけれども、その峠のトンネル化というのは、随分昔から国のほうへ要望しております。これがまだトンネル化されてないわけなんですけれども、この路線については、千種から波賀へトンネルができました。それで29号とは千種までは繋がったんですけれども、今、姫鳥線が整備されまして、鳥取自動車道、全線開通しまして、無料区間なんで、国道29号の車がほとんどそっちへ流れておるような状態になってます。そやさかい国道29号と鳥取

自動車道を繋ぐ路線として、これは宍粟市を横断しておりますので、経済的にも産業の発展のためにも重要な路線だろうと思うんです。それで、早期トンネル化はどうかというのと、この前、産建委員会で現地踏査したときに、三方から波賀へ越す高野峠を通りました。そのときに、あれは中型バスだったと思うんですが、曲がりくねっておりますので、出会い頭に出会うたような格好でかわすのに大変苦労しました。運転手さんが上手だったんで、こすこともなしにかわせたんですけれども、そのバスはどこのナンバーかと思うたら、大阪でした。そやさかいに大阪のほうから宍粟のほうへ観光か、どっか視察か、研修か何かに来られたんだと思うんですけれども、あそこが国道429ということになったんで、ナビで調べてそっちへ入られたんだと思うんです。大型車は通行不能という看板が出ておると思うんですけれども、そのバスは大型ではなかったんで入ってこられたと思うんですけれども、その後2台ほどまた乗用車が来ました。かなり知らずに来られた人はそこを通る可能性はあると思うんです。そういう宍粟市に道があったら、えらいとこやなと、イメージ的にもちょっとダウンするだろうと思うんで、これも難しいと思うんですけれども、早期のトンネル化を要望していつておるんですけれども、今後の展望についてお伺いしたいと思います。

これは、国県の道なんで、市長がどうのこうの言えることではございませんけれども、今までの要望活動、また県のほうへの回答から、わかる範囲で、細かいことはよろしいんで、回答をお願いしたいと思います。

それから、次、ごみ袋代金なんですけれども、この間、平成24年度の決算委員会がございました。決算委員会に入っておったんですけれども、その中でごみ袋代の決算で、ごみ袋をつくる費用より販売しておるのがかなり販売収入が多いんです。そやさかいに、これを何に使うとんか、何でそれだけ多額でごみ袋を販売しとんやということを聞いたんですけれども、生ごみ処理器への助成とか、リサイクル活動の助成とかに使うとんやということでございました。

それで、何倍とか、ちょっと金額的に覚えてないんですけれども、2倍以上の値段で販売しとると思うんです。市がそれだけ多額で口銭を取って売って、そういう費用に充てるべきなんか。やっぱりそういう助成事業については、また堂々と市税を使うて事業をするべきじゃないんかということをおもうんですけれども、これは担当課のほうからは、決算委員会で答弁伺っておりますので、市長がこういうことをする必要はあるんかどうか、市長の考えをお伺いします。

以上です。



議長（岸本義明君） 林 克治議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） それでは、林議員に大きく2点の御質問をいただいておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目の道路網の整備のことでありますが、御存じのとおり、宍粟市は国道29号、主要地方道若桜下三河線、養父宍粟線が南北に縦断をしております。東西には、国道429と主要地方道宍粟下徳久線、加美宍粟線等が横断し、道路網の骨格を形成しておるところであります。

これらのうち、南北を繋ぐ路線整備に比べ、東西の国道429号を初めとする路線の改良進度は比較的緩やかな状態にあるのが現実であります。これらを中心とした道路網の整備は、宍粟市にとっても最重要施策として位置づけをしておるところであります。

そんな中、県道加美宍粟線の上野田から能倉間、染河内のほうであります。このバイパス整備については本年度から4年間の計画で事業着手されたことについてももう既に御承知のことだと思っておりますが、そのとおりであります。この計画区間以北については、平成25年度に社会基盤整備プログラムの平成26年度以降の後期計画が見直しをされております。市としても優先順位が高い路線に位置づけをしております。地元でも組織されております改良促進協議会等と連携をとりながら、強力に要望活動を行っておるところであります。今後においても是非そのプログラムの中で順次計画、実施をしていただくよう、今後も引き続き活動を続けていきたいなあと、このように考えております。

次に、繁盛地内の養父宍粟線の国道429号との重複の区間、これについては、先ほど申し上げたこのプログラムの見直しに反映をできるように市全体の道路網や社会情勢等を考慮しながら、市の優先路線として県へ要望をしておるところであります。

また、道路関係で最後にとおっしゃったトンネル化等のことありますが、トンネル化等については、大型事業になるわけですが、社会基盤整備の方向性が従来の施設を「守る」に加えまして、災害に「備える」と、あるいは日々の暮らしを「支える」と、こういうふうな観点で、次世代に活力を「繋ぐ」等をキーワードにしながら、大きく考え方もシフトをされた状況であります。

そういった中、早期の実現は難しいと、こう考えられるわけですが、それぞれ促進協議会と歩調を合わせる中で、また関連の自治体もありますので、そこと

も連携を十分含めながら、また地域の経済の活性化という視点もあわせ持って、あるいは観光交流もあわせ持ちながら、事業の促進に向け要望活動を進めていきたいなあと、このように考えておるところであります。

ちなみに、御存じのとおり、先ほどおっしゃった高野峠のトンネルの問題、さらにまた千種から岡山への志引峠のトンネルの問題、どちらも重要な部分がありますが、先ほど申し上げような観点の中で、今後、市としても一体どちらを優先にということの考え方も整理をしながら、今後要望活動を進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

2点目のごみ袋代金についてであります。この不燃ごみ袋の価格については、合併前に宍粟環境事務組合において設定して現在に至っておる状況であります。ごみの分別でありますとか減量化、リサイクル等、環境に負荷をかけない循環型社会の形成に向け、市民の皆さんの協力を得ながら、その取り組みを行っているわけですが、ごみの収集業務委託費、処理費、また宍粟市のごみ収集はごみ袋を指定しているところから、その経費がかかっていることも事実であります。

したがいまして、先ほど議員のほうから考え方等、どうなんだという、特に販売収入とこの兼ね合いのことではありますが、私はやっぱり総合的に判断をすべきだろうと、このように考えております。

大きく2点あるのかなあと、考え方の整理の中で。先ほど申し上げたように、多額の処理費を使っておるわけではありますが、それに対応するごみ有料化の問題、それから2点目は、原材料並みの低価格、この2点で両面から負担のあり方の検討を加えていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） 道路のほう、答弁いただいたんですけれども、養父宍粟線、これは今の県の計画には入っていないということらしいんです。それで今、市長が言われたように、今年、県のほうの10年間の整備計画を見直して、その中にどうでも入れてもらわんとあかんと思うんですけれども、市長が日ごろ常々言われてます優先順位をつけるんやということなんで、これはその養父宍粟線、それから加美宍粟線についても優先順位、最上位で県のほうに要望してほしいと思うんです。何でそんなことを言うんかというたら、選挙ですっと市内を回ってみましたけれども、今、繁盛村とか染河内村と言いましたけど、そういう旧町で言うたら、ちょっと比

較しにくいんで、旧村で言いますけれども、ほとんど旧村、山崎にもたくさんありますし、一宮にもあります。千種だけ一村一町になったんですけれども、旧村で見ましたら、旧村の幹線道路というのはほとんど2車線になっただけです。一部狭いところがあって改良の要望がされてますけども、ほとんど集落内、人家がある範囲内は2車線になっただけだと思うんです。そやけども、今言うたら一宮の2路線、これは2車線になってません。そやさかいに、やっぱり宍粟は一つや言うて、いろいろと行政を展開する中で、やっぱりこれだけ格差があったら、ちょっとぐあいが悪いと思うんです。やっぱりそれなりに公平にした上で、いろいろと統一した行政を行うとかしてもらわんと、やっぱりここだけ取り残されとったら、6月のときに人口のことを聞きました。合併後8年で人口減少どういうことになってますかと聞きました。これ、そのときの回答では、波賀町より旧一宮町のほうが減少率が多いんですね。何でかなと思うとったんですけれども、合併したらようになると思うとったのに、道路が全然ようならん、もうこのままおってもしやあないなと、もう下へ出ていくわというようなことで、出られた方もあったんじゃないかと思うんです。やっぱり道路が悪いということも人口減少の一端じゃないかと思ひますんで、そういう点からも最優先として、今後県のほうに要望していただきたいと思ひます。

それから、トンネル化については、旧千種町のときから429、要望活動してます。これは長いことかかります。ようやく鳥ヶ峠トンネルが完成したようなことで、何十年単位の話になるだろうと思うんですけれども、やっぱり言うて行かんと、そこから外されるということもございまして、粘り強く要望活動をしてほしいと思ひます。

そういうことで、この加美宍粟線は、今の県の計画に入っただけですか。

議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） 詳しいことはまた担当部長のほうからあると思ひますが、今おっしゃったとおり、この加美宍粟線、養父宍粟線は非常に重要な路線でありますので、私としても最上位という言い方はどうかわかりませんが、非常に最重要路線でありますので、積極的に上位に位置づけていただくよう県のほうにも働きかけていきたいと思ひます。

議長（岸本義明君） 参事兼土木部長、平野安雄君。

参事兼土木部長（平野安雄君） それでは、私のほうから少し詳細の部分にわたって回答させていただきたいというふうに思ひます。

まず、先ほど市長のほうの答弁にありました社会基盤整備プログラムの関係で

ざいますが、これは平成20年に前期分として平成20年から25年までの5カ年、それから後期分として平成26年から30年までの10カ年で計画されたものでございます。今、5年を経過した平成25年に向こう5年間のプログラムの見直しをしようという計画でございます。

対象の事業といたしましては、1件1カ所1億円以上の県費事業という対象の中で、先ほどお尋ねのありました、まず養父宍粟線でございますが、従来3カ所ございました。養父宍粟線で曲里地内、それから楽里地内、それから今言われてます繁盛地内ということで、今御質問にあります通常繁盛バイパスと言ってます三方町から上岸田の3キロにつきましては、今の計画の平成26年から30年の中に入っております。したがって、今回の見直しについても是非引き続き早期の着工、それから起債に向けて努力をしていくということで、これも市長申し上げましたように、優先順位の高い部分ということで要望しているというところで、あとの養父宍粟線2カ所については、残念ながら前期の10カ年の計画には入ってなかったということでございます。

次に、加美宍粟線につきましても、見直しの中でプログラムには入ってなかったわけでございますが、一段階下位になるわけでございます。今後の社会情勢等の変化に応じて事業の手法、区間、時期の検討を行っていく箇所ということで、一ランク下がっておりました。この部分につきましても、今回、見直しの中で何とか平成26年度以降30年度までの間に、今行ってます事業に引き続いて以北の部分についてもプログラム登載について起債をしてほしいということの要望をしているというところでございます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） わかりました。私も地元の県道の関係で改良促進協議会に出席するんですけども、やっぱり県のほうの回答は、もう予算がないからできませんとか、要望を聞いておきますとか、今、参事が言われたような具体的な回答はないんですね。そやさかい、地元の自治会長さんらもそういう協議会に出席されて聞いておられるんですけども、要望を毎年しよるけども、どないなっとんやいという気持ちがあるだろうと思うし、それ以上にそこに住んでおられる方、やっぱりいつになったら道がよくなるんじやいやと思うておられると思うんです。そやさかに県道、国道なんで、あんまりええかげんな情報は流せんと思うんですけども、やっぱり何らかの情報を住民に流してもろうとかんと、やっぱり不安が募って、そ

れこそ、もう道もようならんのやったら、よそへ転居すらあとということになりかねませんので、差しさわりのない範囲で今参事が言われたような情報を時々流してあげてほしいなと思います。

それから、次のごみ袋のことなんですけれども、決算委員会のときの回答では、担当部局から、これはごみ処理のほうに充当してますという話だったら、そうすかど済んどったんですけれども、違う回答だったんで、それだったらそういう環境のほうに何でごみ袋の売り上げから回さんとあかんねやという話になったわけなんですけれども、考え方として、このごみ袋、決めたんは宍粟環境美化センターのほうだと、市長言われましたけれども、そのときには広域行政の中でやっと思ったんで、広域でそういう値段を決めたと思うんですけれども、それがそのまま、予算のところで見直すとは見直すんやと言われてましたけども、もうはや何十年も見直さんと去年どおり、去年どおりということでされてきたんが今の結果だろうと思うんです。やっぱり去年から分別が多くなりました。そやさかいに私もそうなんですけれども、袋かなり家に並べてます。今まで二つほどでよかったんが、ようけ買わんならんようになってますし、ごみの収集も、これはにしはりまに行ってからは各市町の責任になってます。そやさかい、宍粟のように指定袋じゃないとあかんというところもあるし、どがいな袋でもええというところもあるんです。せやさかいに無理やり指定袋を買わんと集めんぞというんだったら、もうちょっと袋代も原価で売れとは言いません、それは販売手数料が要るんで、それなりにもうちょっと安い価格にせんと、各家庭にも負担が大分、今年から本格化ですけれども、かかっておると思うんで、そこらのことも考慮してほしいなと思います。

議長（岸本義明君） 市民生活部長、岸本年生君。

市民生活部長（岸本年生君） 議員言われますように、宍粟環境事務組合の時代からこの袋代を決定して発注をしてきております。で、現在に至ったというところになっております。

資源ごみ袋につきましては、最近つくったというところで、非常に製作単価と販売価格とは似たような価格ではしておりますけども、可燃ごみ、不燃ごみにつきましては、先ほど申し上げましたように宍粟環境事務組合の時代からの流れで来ております。

使い道につきましては、議員言われますように、売り上げ収入から製作費、あるいはごみ袋の販売手数料だけは誰でもわかると。それ以外の環境全般に使うのはいかなるものかという御質問でございました。確かに数字的には議員言われますよう

に、その売り上げ収入から製作費、ごみ手数料を引きますと、2,300万円ほどのあれがあるんですけども、市長が先ほど答弁しましたように、こういったことが一般財源として受けたもの、それを環境といえどもごみ以外のところに使っているということにつきましては、今後適正な単価、適正な充当先についても検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） ごみの処理のことなんで、ごみ処理費用の一部に充当するんやったらわかるんですけども、環境のほうにごみ袋を買うた人から、そういう負担をしたものを回すというのは、ちょっとおかしいと思うんです。そやさかいにやっぱり答弁されるんだったら、ごみ処理費用のほうに充当してますと言うてほしいんですけども、充当するにしたって額が中途半端だと思ひます、これ。今、金額2,300万と言われたけども、2,300万を何でごみ袋代から市が利益を上げて、そこへあげんならんねんということがあると思ひます。根本的な考え方がやっぱり、それだけこの袋代ないと、もうごみ集めんぞというんだったら、やっぱり袋をつくった費用ぐらいと変わらんような値段で売ってもらわんと、それだけ制約かけるんだったら、もうどんな袋でもええで集めますいうことにされたら、もっと安うで袋買えると思ひます。そやさかいその考え方というんか、それが私どうも納得いかんのんですけども、市長、どうですか。

議長（岸本義明君） 副市長、清水弘和君。

副市長（清水弘和君） このごみ袋代金につきましては、各団体いろいろとございます。もちろん先ほどの何でもええという団体もあります。ただ、今、可燃ごみとそれから資源ごみですね、これの単価を分けておりますのは、資源ごみについてはやはり分別していただいて、将来処理費用が少なくて済む、場合によって収益金が出る。そういうことで分別をいただいております。ただ、可燃ごみにつきましては、少しでも減らすことによって処理費用が減ります。そういうことで啓蒙も含めまして、少しお金をいただくことによりまして、これだけ金がかかるんやから少しでも少なく出そう、ちゃんと分別して減らそうという意識の中で今現在しているところでございます。

ただ、おっしゃることもごもっともな点もございまして、お金には明確な用途を限定した特定財源ではございませんので、将来たくさんの処理費用に充てるために、市長が言いましたように、有料化とか、またごみ袋の単価を下げる、このことも両面から今後検討したいと思ひますので、おっしゃることは十分にわかるわけで

ございますので、今後の検討とさせていただきたいと思います。

議長（岸本義明君） 15番、林 克治議員。

15番（林 克治君） ごみ袋を有料化したんは、私の記憶では旧町の時代ですけども、ごみを出す、昔はじか処理しとったんで。ごみ処理場で処分を頼む、ごみを出す人は毎月200円徴収してました。それがずっと続いとったんですけども、それがごみ袋代にかわったと思うんです、その費用が。徴収するのが邪魔くさかったんかどうか、その経緯はわかりませんが、せやさかい、それは広域組合のときからの話でした。それから、ちゃんとした名前を書け言いかけたんは、宍粟郡でごみ処理場をつくったときに、途中からあれになりましたわね、固形化燃料に。燃やさんようになりました。そのときに燃やす袋の中に金属が入とったら破碎する刃が傷むんで、ちゃんとそういう責任持って出してもらうために、名前を書かすようになったと思うんです。その名残が残っておとんで、今のままでええんやと言われるなら、ええんやけども、やっぱりちょっと今度新年度予算編成するに当たって、見直しが必要じゃないかと思います。

以上、答弁はいいです。終わります。

議長（岸本義明君） 以上で、15番、林 克治議員の一般質問を終わります。

これにて、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月16日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時55分 散会）